

## 目 次

### 第 1 号 3月10日（火曜日）

令和7年度下郷町議会3月会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明	3
請願・陳情	1 1
議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議	1 2
日程の追加	1 2
予算特別委員会委員の選任について	1 3
議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算	1 3
議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算	1 3
議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	1 3
議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算	1 3
議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算	1 4
議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算	1 4
散会	1 4

### 第 2 号 3月12日（木曜日）

令和7年度下郷町議会3月会議会議録（第2号）	1 7
議事日程第2号	1 8
開議	1 9
一般質問	1 9
山名田久美子君	2 0
星 邦一君	3 0
星 和志君	3 9
渡部 哲君	4 4
日程の追加	4 6
請願・陳情	4 7
散会	4 8

### 第 3 号 3月19日（木曜日）

令和7年度下郷町議会3月会議会議録（第3号）	4 9
議事日程第3号	5 0

開議	5 3
報告第 1 2 号 専決処分の報告について	5 3
(専決第 5 号 令和 7 年度下郷町一般会計補正予算 (第 7 号) )	
議案第 3 7 号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定について	5 5
議案第 3 8 号 教育委員会委員の任命について	5 6
議案第 3 9 号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について	5 6
議案第 4 0 号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の設定について	6 0
議案第 4 1 号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の設定について	6 0
議案第 4 2 号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定について	6 4
議案第 4 3 号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関 する条例を廃止する条例の設定について	6 5
議案第 4 4 号 除雪ドーザ購入契約について	6 7
議案第 4 5 号 令和 7 年度下郷町一般会計補正予算 (第 8 号)	6 8
議案第 4 6 号 令和 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	6 8
議案第 4 7 号 令和 8 年度下郷町一般会計予算	7 8
議案第 4 8 号 令和 8 年度下郷町国民健康保険特別会計予算	7 8
議案第 4 9 号 令和 8 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	7 8
議案第 5 0 号 令和 8 年度下郷町介護保険特別会計予算	7 8
議案第 5 1 号 令和 8 年度下郷町簡易水道事業会計予算	7 8
議案第 5 2 号 令和 8 年度下郷町農業集落排水事業会計予算	7 8
議員提出議案第 5 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提 出について	7 9
議員派遣の件	8 0
令和 8 年度行政視察について	8 1
日程の追加	8 1
総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更	8 1
日程の追加	8 2
議会広報常任委員会委員の辞任許可	8 2
日程の追加	8 4
議会広報常任委員会委員の選任	8 4
日程の追加	8 4
議会運営委員会委員の辞任許可	8 5
日程の追加	8 5
議会運営委員会委員の選任	8 5
日程の追加	8 6
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可	8 6

日程の追加.....	86
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選任.....	87
散会.....	87



令和7年度下郷町議会3月会議会議録第1号

招集年月日	令和8年3月10日			
本会議の日程	令和8年3月10日から3月19日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和8年3月10日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和8年3月10日	午前11時18分	議長 湯田健二
応招議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	8番	星 和志	9番	星 邦一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	星 學	副町長	室井 哲
	参事兼総務課長	湯田 英幸	総合政策課長	佐藤 英勝
	税務課長	大竹 浩二	町民課長	星 敦史
	健康福祉課長	玉川 清美	農林課長併任 農業委員会事務局長	猪股 朋弘
	参事兼建設課長	玉川 武之	会計管理者	室井 俊之
	教育長	湯田 嘉朗	教育次長	只浦 孝行
	代表監査委員	五十嵐 浩		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	荒井 康貴	書記	室井 徳人
	書記	玉川 和哉		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会3月会議議事日程（第1号）

期日：令和8年3月10日（火）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
8番 星 和 志  
9番 星 邦 一
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 5 請願・陳情  
委員会付託  
(総務文教常任委員会)  
陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
提出の陳情
- 日程第 6 議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第 1 予算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 3 議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 4 議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 5 議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 6 議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算  
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 7 議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算  
(予算特別委員会付託)

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ご連絡申し上げます。

本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年度下郷町議会3月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番、星和志君、9番、星邦一君を指名いたします。なお、両君には今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

---

**日程第2 会議日程の報告**

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から3月19日までの10日間にする事で決定されましたことをご報告いたします。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年度12月会議から今3月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） これで諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明**

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から行政報告、施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年度下郷町議会3月会議の開催に当たり、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告1件、議案16件をご提出いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、提案理由の説明に先立ちまして、社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から早15年の歳月が流れようとしております。3月11日には、皆様にご配慮をいただき、県町村会会長として、東日本大震災追悼復興祈念式典に出席させていただき、犠牲になられた方々へ哀悼の意をささげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、近年の日本を取り巻く世界情勢は、トランプ政権の影響や中東情勢の緊迫化など、日本経済に与える影響が懸念されている中、今後の動向が注目されております。このような状況下において、日本経済は民需主導型の成長型経済へ移行しており、個人消費や設備投資が重要な役割を果たしております。賃上げや企業の投資意欲が経済成長を牽引する中、経済の転換期を迎え、予算編成に当たり、慎重な対応が求められています。

こうした中、私たちの生活状況は、全体的な賃上げは進んでいるものの、食品や日用品の価格も上昇しているため、物価上昇に賃金が追いつかない状態にあり、特に地方、中小企業では賃金の伸びが弱いという実感なき成長へとつながっております。

内閣府が2月25日に公表いたしました2月の月例経済報告によりますと、アメリカの通商政策の影響が残るが、穏やかに回復している。行き先に関しては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、今後の物価動向やアメリカの通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があると分析しております。

次に、日本銀行福島支店が2月17日に発表した2月の福島県金融経済概況によりますと、経済情勢分析における県内景気は16か月連続で足踏み状態にあり、先行きに関しては4月からのふくしまデスティネーションキャンペーンなどによる消費活動や企業の投資、設備投資に伴う生産向上に期待する動きも見られる状況であります。

このような中、国の予算編成の動きであります。2月18日には衆議院議員選挙後の特別国会が召集され、高市総理の指名選挙を経て、第2次高市早苗内閣が発足しました。通常国会冒頭での解散により、予算案の審議は大幅にずれ込み、年度内予算の成立が難しい場合は暫定予算を編成し、4月以降の行政運営をつなぐ可能性もあるようでございます。

国の令和8年度予算案では、一般会計総額は社会保障費の増加、防衛費の拡大、物価高騰対策等が織り込まれ、過去最大規模の122兆3,092億円となりました。財政規模が大きくなるに合わせ、国債の比重も高まっており、社会保障費と公債費の比重が歳出の過

半を占め、昨年と同様に財政の硬直化が進む状況となっております。

次に、福島県の令和8年度の予算案でございますが、前年度比212億円増の1兆2,606億円となっております。来年度は、震災と減災事故から15年が経過し、第3期復興・創生期間の初年度となり、また県政150周年の大きな節目を迎える重要な年でもあります。このため、予算編成においては、あらゆる主体と連携、共創し、誰もが活躍できる福島ならではの県づくりに向け、復興再生と地方創生を一層推進するとともに、長引く物価高への対応に加え、防災力の強化や地球温暖化対策、デジタル改革などを推進していく予算編成となっております。

本町としましても、今後とも皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、これから国、県等の動向を十分に注視し、行財政の運営に努めてまいり所存でありますので、よろしくお祈りを申し上げます。

次に、町関連の動向でございますが、1月4日に町役場において、消防団並びに婦人消防隊の出初め式・無火災祈願祭が開催され、消防団員や婦人消防隊員らが出席しました。参加者は、気持ちを新たに1年の無火災を祈願し、地域防災への思い、覚悟が共有されました。

2月1日には、コミュニティセンターにおきまして、第2回行政区対抗ポッチャ大会が開かれ、町内から14チーム43名が参加しました。パラスポーツへの理解を深めるとともに、行政区の垣根を越えた活気があふれる大会となりました。

次に、2月19日、新たに下郷ふるさと大使として墨絵アーティストの滝田由紀子さんを委嘱しました。現在ふるさと大使は8名の委嘱で、町の豊かな自然と歴史、芸術や文化をこよなく愛し、そのすばらしさを広く宣伝するとともに、本町のイメージアップを図る役割を担っていただいております。滝田さんは刈林出身で、現在東京都に在住し、長年芸術文化の活動に携わり、現在は日本水墨芸術協会副会長の要職に就かれております。今後、芸術文化活動の進展とともに、ふるさと大使としてのご活躍をご期待申し上げます。

2月14日から15日にかけて、大内地区で第40回大内宿雪まつりが盛大に開催されました。大内宿雪まつり実行委員会の主催で、2日間で約1万人が来場し、雪化粧された宿場町を一目見ようと多くの人々が訪れ、大川溪流太鼓保存会の演奏や會舞道郷人によるよさこい演舞が披露され、会場を盛り上げていました。

次に、町文化スポーツ振興表彰が3月7日、町役場において執り行われました。町教育委員会の主催で行われ、文化・スポーツ振興に貢献された8名、1団体が受賞されました。団体における受賞は、市町村対抗福島県ソフトボール大会において、2年連続3位という輝かしい活躍をされました。受賞者のこれまでの努力に敬意を表するとともに、今後ますますご活躍を期待申し上げます。

さて、本町財政を取り巻く環境と今後の見通しでございますが、一部事務組合における施設整備事業負担金の増大、また物価高騰による経常経費の増嵩が懸念される状況において、前年度比0.9%増の50億4,000万円での予算規模となっております。相対的に地方税の減収が見込まれる中、予算編成におきましては、経常経費の抑制や財源確保を心

がけ、持続可能な財政運営を念頭に取り組んできたところでもあります。

それでは、「第7次下郷町総合計画」の基本目標に沿って重点事業のご説明を申し上げます。1つ目の豊かな心を育む文化のまち（教育文化）でございますが、全体では2億2,064万3,000円を計上しております。その内訳につきましては、子育て世代包括支援センター事業、子宝祝金など、子ども・子育て支援策の充実関係予算に9,657万6,000円を、基礎学力向上事業、高校生通学支援補助金など、学力向上の推進関係予算に7,800万2,000円を、生涯学習推進事業、市町村対抗駅伝出場助成金など、生涯学習・スポーツの推進関係予算に2,030万6,000円を、大内宿保存整備事業の文化財の保存と活用事業関係予算に2,575万9,000円をそれぞれ配分したものであります。

2つ目の活力あるまち（活力創造）であります。全体では4億810万7,000円を計上しております。その内訳でございますが、下郷町観光公社運営補助金、観光資源発掘・強化事業など、満足度の高い魅力ある観光地づくり関係予算に4,211万7,000円を、下郷町農業再生協議会補助金、農林業施設に係る緊急自然災害防止対策事業など、農林業の振興関係予算に3億3,131万4,000円を、ポイントカード事業、企業支援事業、商工業の活性化関連予算に1,367万8,000円を、住宅取得支援事業、クラインガルテン下郷運営事業など、移住の推進と関係人口の拡大関係予算に2,099万8,000円をそれぞれ配分したものであります。

3つ目の健やかに暮らせるまち（健康福祉）でございますが、全体では2億2,578万8,000円を計上しております。その内訳でございますが、各種検診の負担軽減事業、各種予防接種の負担軽減事業など、健康の保持増進関係予算に3,871万3,000円を、高齢者タクシー助成事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業など、高齢者福祉の充実関係予算に2,368万3,000円を、地域生活支援事業、障害者自立支援給付費など、障がい者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に1億6,339万2,000円をそれぞれ配分したものであります。

4つ目の住み続けたいまち（生活環境）でございますが、全体では6億2,848万6,000円を計上しております。その内訳でございますが、社会資本整備総合交付金事業、地方路線バス運行委託事業など、道路・公共交通の整備関係予算に3億2,943万4,000円を、ごみ処理施設整備事業広域負担金の豊かな自然と美しい景観の保全関係予算に2,884万5,000円を、消防出張所・分遣所庁舎整備事業広域負担金など、安全・安心な地域づくりの推進関係予算に9,037万円を、刈合団地改修工事、大川ふるさと公園整備事業など、住みよい生活環境づくりの推進関係予算に1億7,983万7,000円をそれぞれ配分したものであります。

5つ目のみんなでつくるまち（協働推進）でございますが、全体では1,755万6,000円を計上しております。その内訳でございますが、集落機能維持支援事業、下郷町公共施設等総合管理計画改訂事業など、新しいまちづくり関係予算にそれぞれ配分したものであります。

以上、ご説明申し上げました各事業を令和8年度の重点事業として、予算の編成をさせていただきますところでもあります。本計画における将来像「魅力あふれる未来へつなぐ

まち下郷」を目指してまいる所存でございますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本会議にご提案申し上げます報告1件、議案16件についてご説明を申し上げます。報告第12号 専決処分の報告について（専決第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第7号））でございますが、本年1月以降の降雪により、土木費、道路維持費において見込額の精査により、除雪委託料5,055万8,000円を増額し、予備費において収支の調整をするものでございます。以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

議案第37号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございますが、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、下郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 教育委員会委員の任命についてでございますが、現況委員のうち、黒森正敬氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、ご提案申し上げます。

黒森氏は、教育委員会委員として、令和4年4月1日から現在まで1期4年にわたり、その卓越する所見を持って職務を全うし、教育行政の進展にご尽力をいただいております。このことから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第39号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、町基幹系システムの標準化、共通化への移行により、税証明書等の様式が変更されたことに伴い、証明書取得時の手数料の軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第40号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございますが、改正後の児童福祉法により、新たに乳児と通園支援事業が市町村の認可事業に位置づけられたことから、町が新たに認可するために必要となる設備及び運営に関する基準を定めるため、ご提案を申し上げます。

議案第41号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてでございますが、議案第40号でご提案を申し上げます条例に基づき、町が定めた条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として乳児等通園支援事業給付交付金が給付されることから、国が定める運営基準に基づき、町が基準を定める必要があることから、ご提案を申し上げます。

議案第42号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、昨年度発生した岩手県の林野火災等、近年、林野火災が大規模化していることから、令和8年1月より、林野火災の予防を目的とした林野火災警報の運用が開始されたことに伴い、本町においても林野火災の予防につなげるため、林野火災注意報、林野火災警報等の文言を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第43号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の設定についてでございますが、東日本大震災復興特別区域法による特定復興産業集積区域が令和3年4月に見直されたことに伴い、その課税免除の適用期限が本年3月31日をもって終了することから、本条例を廃止するため、ご提案を申し上げます。

議案第44号 除雪ドーザ購入契約についてでございますが、今回の除雪ドーザ購入につきましては、平成15年度に購入したロータリー除雪車と変更となるものでございます。新たに除雪ドーザを購入し、冬期間における除雪作業の効率化と安全な車道を確保するため、購入するものであります。

去る2月20日、5者からなる指名競争入札の結果、福島県会津若松市町北町始宮前91番地の1、コマツ福島株式会社会津支店、支店長、斎藤幸一が2,398万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第8号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億8,283万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、今後の事業に備えた基金積立金の計上、そのほか事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主なものからご説明を申し上げます。地方交付税でございますが、令和7年度普通交付税の再算定に伴う追加交付決定により1億1,140万円を増額するものでございます。

国庫支出金でございますが、合計で3,543万9,000円を減額するものでございます。土木費国庫補助金、道路橋梁費国庫補助金では、額の確定により、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金、防災安全交付金事業国庫補助金及び道路メンテナンス事業国庫補助金の合計で2,752万3,000円減額しております。また、公営住宅等ストック総合改善事業国庫補助金で445万5,000円、大川ふるさと公園整備事業国庫補助金で200万円、それぞれ同様に減額しております。教育費国庫補助金におきましても、額の確定により、伝統的建造物群大内宿保存整備事業国庫補助金を146万1,000円減額しております。

県支出金でございますが、合計で647万円を減額するものでございます。民生費県負担金では、額の確定により、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を157万6,000円減額しております。総務費県補助金では、地域創生総合支援事業補助金を事業の取下げにより135万6,000円、ふくしま移住支援金給付事業補助金を見込額の精査により150万円をそれぞれ減額しております。

財産収入につきましては、合計で513万3,000円を増額するもので、物品売払収入では、公用車及び除雪車売払いにより、公用車等売払収入を436万7,000円増額しております。

町債につきましては、合計で230万円を減額するもので、過疎対策事業債では、充当事業の精査により、農業水路等防災減災事業及び橋梁整備事業の合計で200万円を減額しております。

次に、歳出の主な補正についてご説明を申し上げます。総務費でございますが、合計

で3,712万4,000円を増額するものでございます。一般管理費では、町区長協議会の先進地視察研修の中止により、視察研修旅費143万1,000円を減額しております。

企画費では、見込額の精査により、地域おこし協力隊に係る報酬等及びそのほかの経費の合計で464万5,000円を減額し、県サポート事業の取下げにより、同事業に要する経費の合計で253万9,000円を減額しております。また、見込額の精査により、企業支援事業補助金を124万円、住宅取得支援事業補助金を100万円、空き家対策総合支援事業補助金を150万円、下郷町移住支援金を200万円それぞれ減額しております。財政調整基金積立金につきましては、歳入でご説明を申し上げました普通交付税再算定に伴う追加交付額のうち、臨時財政対策債償還基金費996万3,000円を国が示す取扱いに基づき、同基金に積み立てるものでございます。公共施設等の整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため、積立金を5,000万円増額するものでございます。町長選挙費につきましては、事業の完了により、執行経費の合計額674万3,000円を減額しております。

民生費でございますが、老人福祉費におきまして、額の確定により、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金を210万2,000円減額しております。

衛生費でございますが、簡易水道費におきまして、見込額の精査により、下郷町生活飲料水確保対策事業補助金を150万円減額しております。

農林水産業費でございますが、合計で981万3,000円を減額するもので、農業振興費におきまして、見込額の精査により中山間地域等直接支払事業補助金を128万6,000円減額しております。同じく見込額の精査により、農地費におきまして、用水路修繕料を100万円、農業用施設の整備に係る測量設計委託料を554万5,000円、市民農園費におきましては修繕料を106万1,000円それぞれ減額しております。

土木費でございますが、合計で46万1,000円増額するもので、道路新設改良費において、見込額の精査により、測量設計委託料400万円、電柱移転に係る補償金129万2,000円など、それぞれ減額しております。橋梁維持費では、国の補正予算における補助の事業の採択により、橋梁補修に係る工事請負費を1,000万円増額計上しております。住宅管理費につきましては、額の確定により、刈合団地改修に係る工事請負費を327万9,000円減額しております。

教育費でございますが、合計で293万9,000円を減額するもので、中学校教育振興費におきましては、見込額の精査により生徒通学費補助金を100万円減額しております。文化財整備費では、見込額の精査により、大内宿保存整備事業補助金を127万円減額しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整を行っております。

繰越明許費でございますが、商工費のがんばろ一下郷町ファイト商品券事業、物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業の2事業、土木費の道路新設改良事業3路線、駐車場整備事業、湯野上居平地内橋梁補修事業、薬水橋、大川ふるさと公園整備事業、給水管更新の6事業、合計8事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなるため、繰越明許費を設定し、令和8年度に繰り越すもので

ございます。

議案第46号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ281万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億972万6,000円とするものでございます。補正の概要でございますが、歳入におきましては、後期高齢者医療保険料の収入見込額の精査による増額計上、保険基盤安定繰入金等の確定により、予算を整理し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付費を増額し、予備費により収支の調整を行うものでございます。

議案第47号から議案第52号までの6件につきましては、令和8年度の当初予算の提案を申し上げるものでございます。議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億4,000万円とするもので、前年度当初予算と比較して4,500万円、0.9%増加したものとなっております。その概要を前年度当初予算と比較し、ご説明を申し上げますと、初めに歳入でございますが、町税につきましては9億3,524万8,000円を計上し、固定資産税の減などにより前年度と比較しますと1,170万6,000円、1.2%減少したものとなっております。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金につきましては、県内市町村交付見込み総額が前年度と比較して大幅な増となっていることから、利子割交付金では112万3,000円、378.1%、配当割交付金につきましては179万5,000円、139.0%、株式等譲渡所得割交付金では296万2,000円、414.8%それぞれ増加したものとなっております。

地方消費税交付金につきましては1億4,869万5,000円を計上し、前年度と比較して1,101万9,000円、8.0%増加したものとなっております。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税と合わせて、前年度と同額の21億円を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、3億4,215万5,000円を計上し、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金やデジタル基盤改革支援補助金などの減により、前年度と比較しますと3,217万4,000円、8.6%減少したものとなっております。

繰入金につきましては、全体で4億6,736万8,000円を計上し、前年度と比較しますと4,662万6,000円、11.1%増加したものとなっております。このうち基金繰入金につきましては4億6,496万6,000円を計上し、財政調整基金繰入金の増などにより、前年度と比較して4,662万6,000円、11.1%増加したものとなっております。

地方債につきましては3億9,990万円を計上し、緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債の減などにより、前年度と比較しますと1,440万円、3.5%減少したものとなっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては8億5,033万1,000円を計上し、下郷町公共施設等総合管理計画改訂業務委託料や下郷ふれあいセンター施設修繕料など、増額の要因があるものの、参議院議員通常選挙費や町長選挙費の減などにより、前年度と比較しますと122万9,000円、0.1%減少したものとなっております。

民生費につきましては9億3,732万2,000円を計上し、老人福祉医療における医療給付費や医療費負担金や保育所広域入所委託料の減などにより、前年度と比較しますと

3,207万4,000円、3.3%減少したものとなっております。

衛生費につきましては5億7,659万4,000円を計上し、簡易水道事業会計繰出金の増などにより、前年度と比較しますと3,192万1,000円、5.9%増加したものとなっております。

商工費につきましては、1億4,107万5,000円を計上し、公用車更新に係る備品購入費や観光情報配信システム、機器更新業務委託料の減などにより、前年度と比較しますと1,162万7,000円、7.6%減少したものとなっております。

土木費につきましては5億6,307万1,000円を計上し、除雪機械備品購入費や刈合団地改修工事など、増額の要因があるものの、補助事業及び単独事業の道路新設改良に係る工事請負費の減などにより、前年度と比較しますと876万8,000円、1.5%減少したものとなっております。

消防費につきましては3億5,445万4,000円を計上し、町消防団における新基準活動服の更新や地域防災計画、ハザードマップの更新に要する経費の増などにより、前年度と比較しますと2,521万3,000円、7.7%増加したものとなっております。

教育費につきましては5億4,075万1,000円を計上し、高校生通学支援補助金や田沼文藏記念館空調設備工事などの増などにより、前年度と比較しますと4,928万7,000円、10.0%増加したものとなっております。

議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,726万8,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して348万1,000円、0.5%減少したものとなっております。

議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,697万8,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して1,316万円、12.7%増加したものとなっております。

議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,816万4,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して26万1,000円、0.03%減少したものとなっております。

議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出を合わせた予算額を3億6,201万1,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して3,361万7,000円、10.2%増加したものとなっております。

議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出を合わせた予算額を3,672万5,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して1,370万円、27.2%減少したものとなっております。

以上、報告1件、議案16件の概要についてご説明を申し上げます。慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

---

## 日程第5 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 日程第5、請願・陳情を議題とします。

陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

---

#### 日程第6 議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長(湯田健二君) 日程第6、議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程の追加

○議長(湯田健二君) お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算、議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算、議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事

業会計予算の7件を去る3月5日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長(湯田健二君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 配付漏れなしと認めます。

---

### 追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

○議長(湯田健二君) 追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題とします。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩し、予算特別委員会の構成等をご協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々には302会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。(午前10時49分)

---

○議長(湯田健二君) 再開いたします。(午前11時14分)

予算特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告いたします。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長(荒井康貴君) それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に山名田久美子君、副委員長に星昌彦君が選出されましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(湯田健二君) 予算特別委員会の構成はさよう決定しました。

---

追加日程第2 議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算

追加日程第7 議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算

○議長（湯田健二君） この際、追加日程第2、議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算から、追加日程第7、議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの6件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、今会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認め、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算から議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算から議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は3月12日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会します。（午前11時18分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月10日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員



令和7年度下郷町議会3月会議会議録第2号

招集年月日	令和8年3月10日			
本会議の日程	令和8年3月10日から3月19日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和8年3月12日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和8年3月12日	午後1時48分	議長 湯田健二
応招議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番	渡部 哲	3番	佐藤 勤
	4番		5番	猪股 謙喜
	6番	小玉 智和	7番	大竹 浩治
	8番	星 和志	9番	星 邦一
	10番	山名田 久美子	11番	星 能哲
	12番	湯田 健二		
欠席議員	2番 星 昌彦			
会議録署名議員	8番 星 和志		9番 星 邦一	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	星 學	副町長	室井 哲
	参事兼総務課長	湯田 英幸	総合政策課長	佐藤 英勝
	税務課長	大竹 浩二	町民課長	星 敦史
	健康福祉課長	玉川 清美	農林課長併任 農業委員会事務局長	猪股 朋弘
	参事兼建設課長	玉川 武之	会計管理者	室井 俊之
	教育長	湯田 嘉朗	教育次長	只浦 孝行
	代表監査委員	五十嵐 浩		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	荒井 康貴	書記	室井 徳人
	書記	玉川 和哉		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会3月会議議事日程（第2号）

期日：令和8年3月12日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。健康福祉課長より発言が求められておりますので、これを許可します。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） おはようございます。先日、全員協議会でご報告いたしました新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項に基づく議会への報告についてご指摘があった件でございますが、福島県保健福祉部感染症対策課に確認したところ、委員会での報告や資料配付での解釈であり、本会議での報告、議案等々の取扱いを示しているものではないとの回答を得ております。

なお、報告に関しましても、所管の委員会に報告した上での対応を心がけてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 次に、教育次長より発言が求められておりますので、これを許可します。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） おはようございます。私からは、先日10日に行われました全員協議会での山名田議員からの下郷町町民体育館の休館についての説明に対しましてのご質問で、下郷町町民体育館の利用者で合宿での湯野上温泉民宿、旅館を利用して町民体育館を利用していた学生の団体があったかと思っておりますが、どうでしょうかという質問に対しまして、私、教育次長より、湯野上温泉を合宿で利用した際に、学生等に対しまして町民体育館の利用は現在ありませんとの答弁をいたしました。令和7年度におきまして湯野上温泉の民宿、旅館を合宿で利用した利用者が町民体育館を利用しておりましたので、おわびして訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

なお、利用団体におきましては東京都の高等学校のバスケットボール部で、夏休みに合宿での利用がありました。利用期間は7月25から27日までの利用で、34名が利用しておりました。大変申し訳ありませんでした。今後も休館の周知徹底をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 本日の会議日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は10名であります。2番、星昌彦君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

---

**日程第1 一般質問**

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議席番号10番、通告書に基づき一般質問させていただきます。

1点目の町公共施設の管理について。前回12月会議に引き続き、再度公共施設等総合管理計画について質問をさせていただきます。

1つ目としまして、12月会議では明確な答弁が得られなかったため、前回と同様の質問になりますが、大内宿の駐車場や道の駅しごうの駐車場、さらには観音沼駐車場はれっきとした町の施設、公共施設であります。公共施設等総合管理計画に盛り込まれていないのはなぜか、答弁を願います。

2つ目としまして、再質問における町長答弁で、大内宿駐車場の自動開閉機は地区のほうで造らなくていいと申出があったので、計画を取りやめた旨の答弁がありました。この駐車場への自動開閉機設置計画は、地区からの要望で始まったものなのか、それとも町側の企画によって始まったものなのかを伺います。

3つ目といたしまして、公共施設等総合管理計画の中で、町民体育館は耐震基準を満たしていないことから、当初は計画的な耐震改修を実施すると明記されていましたが、令和4年3月の計画見直しで施設の廃止、撤去を検討すると変更されました。令和8年度が計画最終年度であります。どのような状況なのか伺います。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の町の公共施設の管理についてでございますが、公共施設等の総合管理計画は、公共施設の老朽化や人口減少といった現状を踏まえ、長期的な視点での計画的な管理を目的としております。この計画では、公共施設の最適な配置や更新、統廃合、長寿命化を図るための方針が盛り込まれており、財政負担の軽減、平準化を目標としております。

1つ目の駐車場を公共施設等総合管理計画に含めない理由につきましては、計画を策定する上で、駐車場を対象の施設として捉えていなかったことによるものであります。今後、建築物等の附帯施設である駐車場につきましては、建築物等と一体的に管理するものと考え、またそれ以外の単体での駐車場につきましては、改めて計画の見直しの際に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2つ目の大内宿駐車場の自動開閉機につきましては、大型連休や紅葉シーズン等における渋滞や交通誘導員等を安定的に確保できないなどの問題解決策として、大内地区から要望があったものでございます。

3つ目の町民体育館につきましては、教育長から答弁させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） それでは、10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

3つ目の町民体育館につきましては、議会全員協議会でも説明させていただきましたが、本年6月までの周知期間を置き、7月からは休館とさせていただく予定であります。休館理由としましては、町民体育館は建築後51年が経過しており、旧耐震基準の建物であります。新耐震基準での改修は実施しておりません。また、令和3年9月に作成されました下郷町学校施設等長寿命化計画では、将来方針等としまして、施設の老朽化を踏まえて施設の廃止及び撤去を実施するとしておりました。昨年12月に南会津建設事務所の建築専門の方にも町民体育館の状況を見ていただきました。その際、屋根裏からの断熱材の落下の危険性、床板の耐久性、建物自体もひび割れが多くあることなどから、利用においては危険であるとの見解をいただいております。今現在も老朽化が進み、ところどころに補修等が必要な箇所もあることから、利用者の安全確保の観点から、令和8年6月末をもって休館することといたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） まず、駐車場についてお伺いいたします。

単体での駐車場は、改めて計画の見直しの際に検討するということでしたが、建築物等の附帯施設である駐車場は建築物等と一体的に管理するが、単体の駐車場は検討するというちょっとあやふやな答弁なのですけれども、これは計画に入れるのか入れないのか、今の段階でどうお考えなのかお教え願います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 単体での駐車場というと観音沼駐車場、いろいろあろうかと思いますが、随時補修工事というのかな、線引き、ラインを引いたりということはやっていますので、これからの計画というか、そういうものに入れてしっかりとやっていくということになれば、それは入れておいたほうがいだろうと、公共事業の施設管理の関係。そういう考えを持っています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。この点につきましては了解いたしました。

あと、大内の駐車場の自動開閉についてなのですがすけれども、前回の議会における一般質問で大内駐車場について質問したら、自動開閉機は地区で要らないと言われたので、計画はなくなった。そして、今日の質問でも大内からの要望であったということは分かりました。では、これいつ大内宿のほうから要望があったのか。また、測量業務委託をして測量したと思うのですが、その測量の開始時期、それからあと見送りするまでの経過を簡単でいいですので、ご説明いただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 行政区から大内駐車場の自動化等について要望があったのは、平成29年

に臨時的要望で駐車場の自動化がございました。それから、平成30年から令和2年までは自動開閉機に関する要望はない。令和3年、要するに重点事項の要望の中で、アフターコロナを考えると大内宿の見込みは容易に想像できます。大内宿整備、再構築の第1対策事業として考えていますということで、重点要望を継続してこういうことを書いてあります。また、令和7年、町と3回の説明会を開き、第2案で進めてきましたが、バスの入庫ができない、要するにバスの数の問題だと思うのですが、設計なので、今後はバスの駐車可能な場所はどこか検討すべきであると。また、トイレについても検討すべきかと思われるというようなことが重点要望の中身でございます。それから、令和8年度では自動開閉機に関する要望なしということですが。経過としては、令和6年1月12日に事業計画案、それから6年の2月9日に駐車場運営、駐車場システム、駐車場のレイアウトについて受注しました。令和6年4月11日に現況整理、地元説明会の実施をしています。同じく5月の9日に駐車場のレイアウトの提案をして、令和6年6月19日に駐車場のレイアウト提案と経過説明、令和6年の8月23日には駐車場レイアウトの提案と概算工事費用、それから令和6年10月5日には大内地区の総会があって提案内容の検討、提案の見送り決定と、こういうことになってはいますが、要するに大内地区で自動開閉機の要望は、それはそれで実施しようという考えで町でもおりましたけれども、私としてはあそこの駐車場は約十四、五台ぐらい止められる、大型車両。そうしますと、自動開閉機をつけるとそこに大型バスが入れないということになってきますので、これからは大内地区のほうにそういうことが今後で出るということになれば、やっぱりバスの駐車場を再度検討する必要があると、こう思います。ですから、この大内駐車場近辺の中でも無料駐車場と言われる、忙しいときは駐車料金取っているみたいですが、こういうところをもう少し検討してやっていくことが、今後の大内の観光入り込み数を考えると、またその話を、町から出すか大内宿から出すか、これ別ですよ。そういう考えでやっていかないと、自動開閉機をつけたらバスが入れないから料金が払えなくなるとか、そういう考えでは私は駄目だと思う。大内の今後のことを考えれば、やはりもう一度考え直す必要があるだろうと思います。駐車料金が、その8%が町の財源で入ってくるわけですから、延びれば延びるほど事業の展開ができるという考えになります。ですから、それを考えればやはり違う場所にやるべきだと。

それで、私は以前、四十何年前、白川郷に視察に行ってきました。昨年の5月17日、白川郷に行ってきたのだけれども、あの四十数年前から比べると、白川の駐車場は大内と変わらない小さな駐車場。ところが、去年行ってみたら、大型バスは何十台も止まっているし、それからあそこには庄川という大きな川が流れているんです。そこにつり橋を架けて渡して観光客を入れて、というのはバスの駐車場から、普通の一般の駐車場もありましたけれども、つり橋の揺れること。私、渡ってきました。そういう施設も造ってやっぱりやっているのです。だから、大内もいろいろ検討することによって、駐車場はバスの駐車場を確保できると私は考えている。ですから、こういうところをしっかりと行政区のほうでも検討してやっていくことが必要ではないのか。駐車場協力金、協力金の分は取らないでほしいなんていう、重点要望に出るようではこれは非常にまずいの

かなと私は考えていますから、前に進むことがやっぱり必要でないかと。今後そういうことにお話しをして、機会があればそこに私が直接行ってお話ししたいと考えておりますので、ご了解ください。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 私も駐車場に関しては、やはり渋滞を呼び込む原因でも今あると思うのです。だから、さっき町長おっしゃった、舗装していないところというのはふだん使わないのですけれども、いっぱい入るとあそこも使いながらやっているわけです。あと、今食の館があったところの土地の問題とか、あそこ建物も含め、前の土地も結構あると思うのです。その辺はやはり大内宿との協議を経ながら、いろいろ考えていかななくてはいけないと思うのですけれども、やはり今回はこの要望があって、せっかく町のほうが予算を組んでやったわけです。なのに、中止したという流れを言われると、たしかこれ予算が1,000万円以上使っているのですよね。何かそれがすごく無駄に、水に流れてしまったのではないかなというふうに考えられてしまうのですけれども、その辺はどうなのかなというふうに考えています。やはりこの自動開閉機の設置のための調査費用というのは、予算化を私たちは承認したわけです。ある程度計画に入ることを承認したつもりなのですけれども、やってみたら駄目だったということで計画中止にしたのであれば、そういったことの経過もやはり理由として言っていただかないと。というのは、前回の一般質問の答弁で中止になったというのを初めて知ったのです。その辺のことを考えますと、中止になったら中止になったで議会への情報をやはり届けていただいて、扉を開けていただけないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大内地区の人、代表者の役員もおるでしょうけれども、駐車料金の8%というそのものの考え方が私と解釈が違うのだと思う。というのは、1億円を駐車場もらっても800万円でしょう。茅葺き屋根を1件500万円出すと1,500万円でしょう。そうすると、大内の人たちは駐車料金から8%取っているというものを、そのものをまだまだ足りない、もっとやってもらわなければ困るという、その全体的な雰囲気はそれこそあるのです。ですから、事業料については8%長めで消化している。そして、区の行政でやって、中止にしますよ、こういうふうになりましたということは一切ない。私に直接来ない。だから、これは担当者から話すことが町長につながると思っているのだけれども、要望書で出ているのだから、それはやっぱりちゃんと言ってこないと駄目なのだ。だから、私は協議会するとき、だからそれをやっぱり理解して筋を通していかないと、何だかやるのだからやらないのだから、中止にしたのだからやってもらうのだから分からないのです。だから、そこはちゃんとこれから私は指導していきたいと思う。次の質問のときの材料になるのだ、これ。そういうことですので、ご了解ください。そういうことをちゃんと重点要望に出してきたらば、答えが出てくる、返答が出てくるとやらないと、何だか分からなくなってしまう。また出る可能性あるのだ、駐車場整備が。そういうことですので、よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 了解しました。行政区もきちんとまとめて要望することと、それをやらせてもらうためにはどうしたらいいかというのをやっぱり一緒に考えていくというのが必要だと思いますので、今後その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

では続きまして、町民体育館についてお伺ひいたします。最初に、おとといの全協協議会で説明を受けました。これ私質問を出した後に全協でやりますって伺ったものだから、今回こういう質問だけになったのですけれども、あのときに同僚議員から、ちょっと納得がいかなかったから質問しますということで出た件で、南会津建設事務所の専門家に見ていただいて、断熱材の落下の危険性、それから床板の耐久性、建物自体にひび割れが多くあり、利用においては危険との見解があったということなのですが、4月から6月までにおいて使用しますと。その間、周知期間を設けるということなのですが、それは大丈夫だということのアドバイスはあったのでしょうか。その点お伺ひいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの山名田議員のご質問にお答えします。

危険箇所というのが当然ありまして、その辺につきましては明示した中で、この辺は使わないよということ注意喚起を行いまして、その3か月間、危険のないように利用していただくという対策をしまりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 前回の全協のときに写真を頂いて、この部分のひび、それから床、天井というのはあったのですけれども、ではそこを除いたところであればオーケーということで建設事務所のほうはおっしゃったということでよろしいですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの山名田議員の質問にお答えいたします。

そこの部分が危険だということ、それも当然なのですが、そのほかについてもちょっと若干ひび割れなんかもあるということですが、利用においてはその部分、落下とか、ひび割れの部分で落下するようなところというのは、断熱材は当然そうなのですが、落ちそうなところにつきましては利用しないように注意喚起をして、そのほかで使っただけのような利用の方法ということで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） だとしたら、その4月から6月までの間、もし万が一何かあった場合、これって危険性があるのに分かって利用させるといふのは、住民の方々の命よりも周知することのほうが大事というふうにしかならないのです。ですよね。3か月間使っただけですよ、だけれどもその間は周知します。でも、その間何かあったらど

うするのですかというのが何かすごく曖昧なような気がするのです。その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのか伺いたいのですが。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの山名田議員のご質問ですが、危険箇所というのがこの間の箇所で示された部分ですが、そこを除いた部分で利用していただく。当然万が一そんなことがないような形での注意喚起を行った上で、当然その3か月間の利用ということで、そのときに万が一ということ、落下があったとかという、そういう話であれば、そういった場所を避けていただくように一応注意喚起をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 例えば今、町民体育館を利用したいときに、町民の方が行ったら、誰も使っていないのに、いや、今日は使えませんよってその管理の方に言われたというのです。いわゆる予約して使うこともそうですけれども、町民が普通にいつでも使えるはずなのですよ。だから、例えばこの3か月間も行ったら普通に使えるというふうに考えていいのですよね。だとしたら、やはりこういう危険性の中で使わせるというのはどうなのかなと思うのです。だから、やはりこんなに3か月もかけるような周知の仕方というのが必要なかどうか。例えば、もう6月まで何か予定が入っていますよということなのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田議員さんの心配されていることは重々私も分かっています、この建設事務所の専門家が調査した結果について私が判断したので、ですから3か月間は周知期間だということですが、町民体育館を利用される町民の方以外の方も電話や受付で来た場合は、極力コミュニティセンターというところもありますから、そこをご利用願えませんかという指導をしていきたいと思っております。

以上で理解いただきたいと思っております。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 予約とか、そういったことがあったのでしょうかという話ですが、今のところ予約とか、そういったものについては入っておりませんので、休館に対しての周知徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） あと、例えば7月以降は休止ですよということなのですからけれども、あの体育館って健康診断のときにも使われていましたよね、昨年まで。たしか6月、9月、町民体育館で、江川地区の方はあそこを利用するのですよね。それはご存じです

よね。例えば今後、もしあそこ使えなくなれば、やはりふれあいセンターとか何かになってしまうわけですね。やはりもっときめ細やかに周知をするということがかなり必要ではないかなと思うのです。

それと、あと先ほど教育次長から訂正がありました。夏合宿入っていないとおっしゃっていたのですけれども、去年は1件かもしれないですけれども、コロナ前は結構何件もあったのです。旅館、民宿を利用させていただいて、何で町民体育館がいいかという、運動のためにランニングしたりしながら体育館を利用していたのです、生徒が。その中でやはりこれを、例えば今年も予定しているというところ話を聞きました。だけれども、全く何の連絡も町からないので、驚いていました。毎年利用するときに旅館、民宿、あるいは利用者から教育委員会に使用許可願って出していないですか。出していますよね。だとしたら、去年、おとし、その前からずっとそういう経過があったというのは分かるはずなのです。だとしたら、この計画を出す前に、出すと同時にやっぱりそういったところに連絡をして、今年はこうなりますけれども、代替はどこにしますかという連絡をきちんとしていただかないと困ると旅館の方は怒っていました。今さら言われても。やはりこれが分からないで予約を取って、使えませんか、相手に対しても失礼ですよ。そういうことのないようにやはりきちんとやっていただきたいというのは言っておられましたので、その辺やはりきちんと代替場所。これコミセンになると困るって言っていました。やはり移動手段がないのです。湯野上に泊まるから町民体育館を利用する。では、あとどこにするのだという江川小学校とか、何かないわけですか。だから、そういったのが使えるのかどうか、その辺も改めてお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどの山名田議員のご質問にお答えします。

町民体育館のほうで休館になった場合、江川小学校の体育館という話もございましたが、そちらのほうも今後検討して、そちらのほうに変えられるようであれば検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田議員、やっぱり人命は大切ですから、そこを専門家に見てもらって、危ないよという判断したら、やっぱりそれは使うべきではないと思っているのです、私は。ですから、8年度からはそういう考えで基本的にはそういうことを、人命を守ると、安全にしなければならないということだから、こういう急遽の話になってきましたけれども、これ震度6強で潰れるって言われたのです、その調査で。だから、これはもう既に使えない。それを改修する、補強するのに幾らかかる、3億5,000万円かかると言われた。壊すのにも3億5,000万円かかる。これ今の財源というか、町の予算上ではこれはすぐにできない話です。こういうことですから、早急に皆さんのご理解をいただいて、やっぱり人命尊重でやっていくことが町の責任者であるということですので、ご理解いただきたいと。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 休館することについて特に異議はございません。ただ、それに至る過程を今言っているのもであって、やはり使えないなら使えないなりの処置をしていただきたいというのが、本当に江川小学校借りるにも相当苦勞するのです。体育館もそうですし、グラウンド、ソフトの合宿で来ても大変なのです。その辺も含めて、やはり旅館の人、民宿の人たちは苦勞して借りていたわけなのです、今まで。その辺も含めて考えていただきたいということなのです。

やはりこの休館について、先ほど町長、町長ご自身で判断されたのでしょうか。これは、何の規定に基づいて誰の権限で行ったのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 権限だとか、そういうことではないのだ、これは。要するに耐震性、耐震がクリアしていないのだから、そもそも。これが数字なのだ、これが。耐震の数字が駄目なのだ。だから、そこは権限でも何もない。そういう考えでいかないと、権限があるとかないとかって、町長が決めたのか決めていないのか、要するに耐震の計画に入っていない、クリアしていないのだ、国の決めている基準に、数字に。だから、これ当然クリアしていないのだ。国で決めた、クリアしていないのだから、これ権限も何もないのです。そういう解釈してもらわないと、町長がとか教育長がとかという話ではないのだ。要するに耐震の数値がクリアしていないのだから、これは駄目です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 耐震性とかそれは分かっている、休館することも分かります。だから、そうではなくて、やはりここを休館にするって出したときに、ただ単に休館します、耐震性がないから。だけれども、それには基準があるでしょうということなのです。条例だとか規則だとか、そういったのはないのですか、休館するための。そこをお伺いしたいのです。やはり一番は、この体育館に関しては確かに耐震性、先ほどから言われている満たしていないからといってもう十数年たっているわけですよ。公共施設等管理計画でも廃止、それから撤去の方向とされて3年、南会津建設事務所が見ていただいてからも約3か月たつてようやく休館、使えないようにしますということなのですけれども、いずれになってもやはりちょっと遅過ぎますよ。周知もしないでただ休館しますというのではやっぱり誰も納得しないのです、町民は。利用していた人がいるわけですから。やはりその辺ってちょっと教育委員会で怠慢なのではないですか。きちんと報告しなくてはいけないところを報告しない。いきなり休館です。周知期間は4月から6月ですって言われても、まだ先ですよ。町民誰も知らないのです。だから、やっぱりそれではちょっとおかしいのではないかと申し上げているのもあって、耐震性だから使わないようにする、それは分かります。それについて云々かんぬん言っているわけではありません。やはりこの対応のまずさについて言っているのも、それについてのお答えを伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 対応の遅れについては大変申し訳なかったと思いますけれども、これは

管理運営していく上で安全性が取れないということの判断だから、これは早急に判断したのです。ですから、それは教育委員会にかけていただいて経過報告をして、そしてそれから議会に報告して、全員協議会で報告して、そういう3か月間というのを周知期間として設けるということだったらそれでいいかと思うのですが、私の判断ですよ。あとは利用されている子どもたち、あるいは他町村の人たち、あるいはそれを旅館業の人たちが受け入れてやっていくということになりますけれども、そのことについても3か月で周知をしていく以外にはない。ここでそれを早めてやるということも、今過ぎてしまったので、それはできませんけれども、そういうことで周知をしていくということになるかと思えます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、最低限でも、もう夏合宿の予約って入ってきますので、その辺はやはり考慮してやっていただきたいと思えます。

時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。2つ目が大内宿の世界遺産登録についての質問でございます。今定例会では、町長4期目としての初の当初予算が提出され、これまでの継続事業や新たな取組に期待しているところです。そのような中ではありますが、町長は4期目当選直後の新聞社のインタビューで、大内宿の世界遺産登録を目指す旨の記事を拝見いたしました。世界遺産としての登録にはかなり高いハードルをクリアしなければならないと思えますが、4期目就任後、最初の議会であった12月会議での所信表明ではこのことは語られておりませんでした。そこでお伺いいたしますが、町長は大内宿の世界遺産登録を目指して取り組んでいく考えなのかどうか。また、この発想は地区からの要望なのか、それとも町長個人としての考えなのか伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、大きな2点目の大内宿の世界遺産登録についてでございますが、議員もご承知のとおり、大内宿は昭和56年4月18日に宿場町として全国で3番目に国の伝統的建造物群保存地区に選定されております。また、会津の三十三観音めぐりの構成文化財として日本遺産にも登録されています。貴重な文化遺産となっております。この大切な宿場町の景観を未来へ継承していくため、区民自ら住民憲章をつくり、売らない、貸さない、壊さないの3つの原則を守りながら、景観保存ゾーンと伝統的な茅葺きの技術習得、継承に区民が一丸となって取り組んでいただいているところでございます。また、大内宿保存会は、以前から世界遺産である白川郷に追いつけ追い越せをスローガンに大内宿の保存に取り組んでいることなどから、大内宿をさらに本物にさせ、世界遺産を目指すという情熱を持って取り組んでいくことが今後の適切な保存と活用を進める上で大切ではないかと考えております。

時間がないので、私の考えでこの世界遺産という発言はした。日本の世界遺産は、文化遺産と自然遺産で26か所ある。世界遺産として登録されている26か所、文化遺産では登録が21か所、自然遺産で登録が5か所、文化遺産の代表的なところとしては姫路城など、それから白川郷と五箇山、平成7年に白川郷と五箇山は登録された。自然遺産に代

表されるのは知床だとか白神山地など。富士山なんかは平成25年に信仰の対象として、芸術の源泉というのが評価されて文化遺産に登録された。ほか文化遺産として富岡製糸工場、佐渡島の金山など、2024年までは20件以上の登録がされている。白川郷、五箇山の登録は、合掌造り集落と雪深い環境に合わせて生み出された合理的な建築様式である。日本の急激な変化の中でも変化せずに存在し、山間部で暮らす人々の文化を象徴する伝統的な集落であります。そういうことから登録された。それでは大内宿はどうかのだと、世界遺産として登録できるのかということになるのですが、大内宿は江戸時代の宿場町の景観を現代に伝える非常に価値の高い場所であります。国の伝統的建造物群保存地区に選定されています。住民憲章の売らない、貸さない、壊さないの3原則を守り続けていることから、世界遺産登録の可能性は十分にあります。

世界遺産として評価されるポイント、1つ、唯一無二の歴史的景観で江戸時代から400年以上前の茅葺き屋根の民家群が約450メートル沿道沿いに並び、当時の面影を色濃く残している。そしてまた、2つ目として生きた文化遺産。単なる展示施設ではない、現在も人々が実際に生活して、景観を守りながら観光地として機能している。3つ目は伝統的技術の継承。住民が協力して屋根のふき替えなど伝統技術を維持、継承している。以上の3つの評価から世界遺産として登録できる可能性はあります。世界遺産登録には白川郷のような顕著な普遍的価値の証明が必要であります。保存状態のよさと生活感の存在は大内宿の大きな強みであると考えています。こういうことから私は世界遺産に登録を希望してもいいのではないかという発言。ただし、もう一つは、この原因としては、実際私も白川郷も行って見てきたし、大内と比較した場合にそんな変わりがないのです。要は住民の考え方なのだ、今3つの点ということ。それで、これの保存対策調査報告書というのがこれ31年3月に出てきている。これ山名田議員も見ていると思うのですが、見なくても、私が感じたこの報告書の中では、やっぱりこれから大内宿を確立したい。ブランドを最大限に利用してこれからやっていかないと、結果的には大内の観光、また新たな次元に引き上げていくことが大切だということを言っているのです、これは。これは私が言っている、調査報告書が言っている、大学の先生。だから、こういうことを目指していくということが保存につながるのです。これを理解していただきたい。私は、そういうことで大内を見捨てるわけにはいかないのだ。下郷の財産でもあるし、国の財産なのです。これ世界遺産、白川郷と比較してどう違うのかと。やっぱり地域の人たちの考え方をもう少しそういう目指してやっていると、新たな観光資源をつくり出していくのだという目標でやることは私の発言である。

以上です。

○議長（湯田健二君） 45分経過しました。

答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） 答弁漏れというより、最後に、今町長、見捨てるわけにはいかないとおっしゃいましたので、住民の声をよく聞いて、やはり賛成、反対いろいろあると思いますので、その辺を踏まえながら進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時50分）

---

○議長（湯田健二君） 再開します。（午前11時00分）

次に、9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 議席番号9番、星邦一、通告書により一般質問をいたします。

移住、定住対策の特別班の設置状況等について。去る12月議会における一般質問で町長4期目公約について質問をいたしました。その中の移住、定住における再質問の中で町長は、町全体で、あるいは議員の協力を得て、その受入れ状況の準備をしていく。特別班をつくり、議員と一緒に進めていく。絶対にやりますからと答弁されました。また、職員には意識改革や情熱などをしっかりと周知徹底して頑張ってくださいとの答弁もありましたが、この特別班の設置や、職員への意識改革や情熱などの周知徹底の状況について答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えします。

まず、大きな1点目の移住、定住対策の特別班の設置状況等でございますが、令和7年度からスタートしました第7次総合計画では、魅力あふれる未来へつなぐまち下郷を将来像に、5年後の定住人口4,200人を指標の目標として設定したところでございます。これは、令和5年12月に社会保障・人口問題研究所が公表しました令和12年の推計値で本町の人口は約4,100人まで減少すると予想されておりますことから、それを上回る4,200人の維持を目標値としたものでございます。しかしながら、コロナ禍が収束して以降、産業競争力や労働条件の面から首都圏の人口吸収力が高まる中、少子化も国の見通しを上回るスピードで進行することが予想されているため、多くの地方自治体、特に本町のような小規模自治体にとって、推計値よりも厳しい情勢になっていくことが見込まれております。

このような状況の中で若年層の移住、定住に対する取組をより一層加速化するため、先月2月には入庁10年以内の若手職員を対象とした町長、担当課長との意見交換会を実施、開催したところであります。意見交換会の趣旨としては、若手職員の意識の共有や本町の将来像等について、私の思いを話しながら意見交換を行うといったところでございます。若手職員の新たな、そして大胆な発想を期待すると同時に、若手職員が町の将来像を積極的に考え立案することにより、意識改革や町づくりに込める情熱などを持った人材育成につながってまいると考えております。まずはこうした取組を継続し、その先に必要に応じて特別班の設置の検討も含めながら、移住、定住の施策推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 答弁ありがとうございました。ただいま町長のほうから若手職員と意見交換を継続して、特別班の設置等の検討も含めながら、移住、定住の施策の推進に努めていきたいということですが、12月議会からちょっと何か後ろに下がったかなという感じはするのですが、トーンダウンしたかなという感じはするのですが、町長自ら職員を配置した特別班を編成してしっかりやっていくということで12月議会ではおっしゃっていたのです。物すごく熱い答弁でありましたが、私個人として、4月から新しい特別班ができるものだというふうに期待しておりました。私とても残念で、非常に残念でいます。これが特別班ができないために1年、2年遅れるだけでなく、町はどんどん衰退していくのではないかなと私は思ってしまいます。そして、もしこれが検討、検討で終わってしまって特別班にならなかったということになってしまうと、町長のあの答弁は否定することになります。町長、必ずこれはやりますよね。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 邦一議員にお答えしたいと思います。私は12月では情熱込めて言った。一方、考え直してみたときに、さてどういう人を選ぶかということ考えたときには、まずそこまでの考えのことは知っていただかないと、私の考えを。そういう考えなのです。それと、以前は、昔は企業を誘致しなければならないとか、企業的な考えで役場の運営をしなければならないというようなことで特別班をつくった町長さんがいます。助役さんの前に3人機並べてやっていた。それが企業課という感じになってきた。あるいは、国体を成功させるために国体準備室つくってやってきたという、短期間のことについては実はそういう準備室とか班を、国大班だとか、企業班だとか、要するに特別班です。そういうのを設置した経過はある。ですから、私はそこで、12月議会で特別班をつくって人口問題をやっていくということ考えた。それで、報道機関でもおっしゃっているように県内の首長さん方が、人口減少に関するアンケートでは9割以上の自治体が消滅しかねないと、そういう危機感を抱いているのです。それは、少子高齢化や県外への流出などを背景とした人口減少が歯止めがかかっておらず、人口減少に伴う自治体運営が厳しさを増すことです。本町においてもその現状は変わりはなく、また県においても若年層の県外流出が継続しているということでアンケートにも回答している。県でもそういうことを考えている。就業機会の確保や移住、定住の促進、子育て世代の負担軽減などを取り組みながら、必要であると認識して地域創生・人口減少対策本部設置要綱を設置している。ですから、こういう設置した役割は、現状の分析、目的、役割、運営、進め方など取り組んで加速させる、進めていく。本町においても要綱等の設置をすることも必要です。県が設置しているのだから。ですから、それに並んで設置することは簡単です。しかし、進め方としてどのような方法がよいのかと。要するに特別班をつくってすぐにやるのかと。やはり若手職員あるいは外部の人たちを入れて、ワーキンググループをつくってやるとかというような方法もあります。進め方としてどのような方向がよいのか町として考えて、外部の意見の反映も実行する前に聞きたい。職員の発想や若い女性の意向調査も実施しながら始めることとしたほうがいいのではないかと。

特に若い職員から意見交換として出発して、若者たちの発想や考え方を知りながら、外部団体との意見交換を開催するなど、本町の地域創生・人口減少対策本部を設置したいと思えます。

実務的には検討を行うワーキンググループ特別班と、これが特別班です。組織して運営を始めていきたいと考えております。ですから、ここで、12月から3月までの間にそうした若手の職員を対象にして、若い人たちがどのように考えているのかを聞いたかった。職員の若手との交換から始めて、目的の、全体的な方法の一部としてそれを取り入れる。ですから、これから特別班については、こういうことを実行していきながら移行していききたいと、こう考えている。これは、当然企業課をつくるとなれば、そういう目的があるわけです。あのときには養鱒公園をつくった。それが企業特別班、国体の分は国体実行の特別班。だから、この人口問題の関係は非常に難しいのです。ですから、そんなに簡単にはできない。しかしそれを見捨てるわけにはいかないです、やっぱり。どこの町村だってこれが人口減少問題、人口減少問題って一番先に言っているのです。町長、首長さんたちが当選すると必ずそこへ入っています。ですから、本町でも県の設置要綱を見習いながら、そして設置していくためにはどのようにしていくか。特別班をつくって、その中身を検討していただいてやるか、あるいはその前に外部の人たちも入れて意見を聞きながら、特別班でそれを組み入れながら設置要綱をつくるか。それから始まったほうがよいのではないかということです。情熱は捨てていません。そういうことで理解いただきたいと思えます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今の町長のお話ですと、これから若い人たち、いろんな中堅、いろんな意見を聞きながら進めていく、外部のほうも進めていくということなので、本当に早急にこれは進めていかないと、本当に消滅する町になりますので、この辺はよろしく願いします。

それと、やはり一番大切なのは、以前も言いましたけれども、職員の意識改革だと思うのです。これをやりながら、そして町長の熱い情熱を職員に注入して、町民のために頑張ってください。ちょっと町民のほうから話あって、この前、今、先月からですか、農政座談会があつていろんな話をしています、各地区において。その中で町民のほうから土地改良事業はどうなったのだという話になって、いろんな話をして、基盤整備をやっていただけないかという話も私のほうから聞きました。でも、職員のほうから面積がないから駄目なのだという話も聞きましたが、私調べたところ、5町歩以上あると基盤整備はできるのですよね。そこで断言するというのはおかしいと思うのです。ですから、そういうところもやはり職員が勉強してある程度答えていただかないと、本当に役場は何やっているのだということになりますので、その辺もよろしく願いします。

それと、12月議会で言いましたホームページ、これ一般質問で私指摘しました。質問した翌日には町長の挨拶、これ更新されました。ただ、ホームページのトップに町の人口、これが令和6年11月のまま更新されていないのです。更新されたのは今年の2月中旬です。町長、これはやはり職員に意識改革させないと本当に町はどうなっているのだ

となりますから、本当に周知徹底してください、町長。お願いします。町長どうですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ご指摘いただきありがとうございます。私は、今邦一議員のおっしゃっていることは重々承知していますし、これからそれを徹底しなければならない、こう考えています。ですから、人口減少の認識の変化が捉えられていないということが1つ。それと町づくりの目標、住みたい町はどういうものかというものも認識してもらおう。そして、人口減少と誇れる町の実現はどういうものなのか。そして、現状における課題の解決はどのようにすればいいのか。そして、最後には一人一人が輝く社会をつくる。人、仕事、暮らし、これを十分認識してやっていくと。今端的に、具体的なことは申し上げません。目標として言いましたけれども、また移住、定住の推進についてもこれからいろいろな、移住に関してのコーディネーターさんなんか来ていただいて、やっぱりそこを職員と意見交換させていただいて進めるというのが特別班の役割になるし、今言ったようなことを職員が踏まえてやっていただけるようにするということが私の考えであります。これからはますますそのように進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） よろしくお願いします。

時間もないですので、2番目に入らせていただきます。ネギ生産農家助成事業の検証について。私は、これまで数回にわたって当町農家の振興策として、大内宿などそばを提供する食堂が他町村に比べて非常に多い状況からも、ネギを町の特産品としていくことを提案し、支援を求めた結果、今年度からネギ生産農家への補助支援に取り組んでいただきましたことに感謝申し上げます。ただ、町側の周知が遅れたことにより、生産できなかったという農家の声があったのは残念でありましたが、それでも新たにネギ生産を始めた方、生産量を増やした方も多数おり、農家から直接買取りに切り替えたそば屋さんや食堂も多数あったと聞いておりますので、ネギの特産化に向けた第一歩を踏み出すことができたと考えております。そして、特産化に向けては、一、二年で成果ができるようなことではなく、検証などを踏まえてよりよい制度にしていくことがより重要であり、令和8年度に向けた町としての検証結果をお聞かせ願います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、9番、星邦一議員の、次に大きな2点目のネギ生産農家助成事業の検証についてでございますが、議員おただしのおおり、本町にはそばなどを提供する飲食店が多く、ネギの消費量も多い状況にあることから、令和6年6月議会において議員からネギを町の特産品とすご提案をいただき、ありがとうございます。令和7年度に町農業再生協議会、頑張る農業支援事業でネギの生産奨励事業を新設し、生産農家の所得向上及び生産意欲の向上に向けて、令和7年6月25日付で各農家へ周知を図ったところでございます。町といたしましても、この事業が本町のネギの特産化に向けた

第一歩と考えております。しかしながら、今年度につきましては、事業内容や活用方法について農家への周知が十分に浸透していなかった可能性や事業開始初年度であったことから、令和7年度の本事業の申請件数は2件で販売数量が1万4,600本、販売先の店舗は8店舗となっております。ネギの生産計画は、前年度から練られている場合も多く、事業開始年度においてはネギの生産奨励事業の活用を前提とした生産計画ではなかったことも一つの要因でないかと考えております。その結果を踏まえ、来年度の生産計画に向けて、2月25日から3月9日にかけて実施した農政座談会では、下郷町農業再生協議会事業に関する概要説明の中でネギ生産奨励事業の周知を図ってきたところでございます。今後、ネギ生産奨励事業の周知が町内農家へ浸透し、有効に活用されることにより生産量の増加につながり、町内における需要と供給のバランスが取れた地産地消の循環に近づくものと考えております。今後も引き続き支援事業の周知を行うとともに、地域特産作物の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。私は、ネギ生産農家助成事業の検証ということで質問したのですが、町が補助支援を行うというのは税金を使って投資をするということなのです。この事業をよりよい事業に発展させていくことが大事だと私は思い、それに生産農家やソバ農家などから意見を聞く必要があると考えていると。農家のほうからも話を聞きました。食堂からは、やはりスーパーや町外業者とは違って良質なネギが仕入れることができたというふうに喜んでいて食堂さんもあります。その反面、農家の方からは、主体は本当に大内宿ではないの、大内宿に納めても遠いし、配達する時間帯も限られている。中には町の助成金、これがあるからということで安くしろという買ったたきがあるということも分かりました。安くしろと、10円補助するのだから、もっと安くしろ。こういった声というのは、農業再生協議会の窓口である農林課には届いておるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 買ったたきの話になりますと、個別の案件になってくるかと思えます。直接そうされたとかという話は、私は直接聞いてはおりませんが、やはり店舗によっては金額、取引になりますから、まちまちの取引になるのかなと思えます。ただ、補助金という話に行きますと、またちょっと話は変わってくるのかなと思えますので、今後そういう話があるようであれば、また別な話で検討しなければならないということになるかと思えますので、ご理解願います。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） いろんなところ、大内宿でも町の食堂、ラーメン屋さんからも話は聞くのですが、本当にみんなネギは足りないと言っております。特にこの下郷町というのは高齢化が進む町なので、生産量を増やせといってもなかなか増やせない。集荷、配達もできないということで、今JA会津よつばさんのほうが、営農指導員ももう田島に、

南会津に行ってしまったということで、本当に農家さんが頼りになるのは町なのです。それで、私その集荷、配達というのを提案したいのですが、観光公社が毎日のように大内に上がっていますよね。それを担ってというのは、町長どう思いますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番の星邦一議員にお答えしますけれども、まずそういう方法も考えられると。以前、直売所に持っていくときに、各種行政区でまとめておけば運んでくれないかなという話も出ていました。しっかりと時間どおりにそこに出席、出席という言葉使っていないか分からない。ネギならネギ、直売所で売るのであれば売るものということとちゃんとそこにそろえておけば、大内に行くときであっても、若松に行くときであっても、南会津町に行くときであってもそれは可能だと思う。やり方としては一番いい方法なので、高齢者だから、なかなか道の駅行ったり大内行ったり、それがあんまりにもあれなところがあるので、そうしたことも検討していく方法はいいことだと思いますので、私は理事長の立場として、それも一つ考えていくべきではないかと。以前からこの直売所に持っていくときに、どこかに1か所集めてやってくれないかというのが、農業委員会か何か、再生協の総会のときかな、どっちかで発言された方もいらっしゃいますので、そうした方法もやっぱりやれるとすればやったほうがいいのかなという感じは今は受けています。実際やっぱりこれは、現場の人たちと話をしないとなかなか実現できないかも分からないけれども、私一存でやれというわけにもいかないし、やっぱり職員数の問題もあるし、自動車の台数の関係もあるし、そんなことで検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今、町長が本当にいいことを言った。今メモしましたから。それで、このネギというのもやはりそんなに多く農家さんは作れないです。作っても、大内はやはり交通渋滞もあるし、いろんな面もある。もしかしたら養鱒公園、左走、あそこに届けるくらいなら十分できるという農家さんもいます。ですので、やはりそれを再生協議会のほうでも検討していただいて、より地産地消という意味でもやはりやっていただきたい。これは強く要望いたします。

それで、現在圃場整備、大松川でやっておるのですが、これは農業法人大松川ファームというのをつくって、活躍を期待しているところなのですが、今後のネギ生産化するに当たっては、やはり大松川の土地改良、そこで反別を多くつくるとするのは非常に重要な役割を担うと私は思うのです。これが今大松川ファームは、何か空中分解するような、基盤整備すら、会議すら全然やっていないということで、今年度も申請できるのかどうか、これも全然全く白紙の状態です。これ町長ご存じですか。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 先月、農林事務所との関係で、私は大松川の圃場整備事業について再確認した。それを農林事務所では間違いなく、今年はその考え方をまとめて、申請のヒア

リング、これやっていく。だから、間違いないのです。ただ、今までの期間が、見直したわけだ。面積広がったのを集約してやらないと事業対効果が生まれないということの判断から集約して、そしてヒアリングをして、そして国のほうに申請していくという段取りですので、これはぜひ進めていかななくてはならないので、そういう理解をしていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 大変喜ばしいことです。やはりこのことというのは地区住民、地域の住民というのは知っているかどうか。これやはり会議はやっていないので、一度大松川地区全体で、農林課が出向して、そういう進めますよという話をすべきだと私は思うのです。ただ、先月来たときは農家の人たちが、地区住民の方がそこに集まったかどうか分からないのですが、やはり地区の方々も何にも会議ないのだという話も来ていますので、やはりそれは早急に、今年中に、多分6月だと思うのですが、申請するという意思表示、これは伝えるべきだと思います。農林課長どうですか。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 私が行って説明します、出席して。そうでないと、俺も最初の会議、去年、おととしかな、行って、大松川の地区の人たちの情熱を感じてきたのだ、肌で。だから、私が行って、このヒアリングを受けるために、そして皆さん頑張ってくださいよと。それは、やっぱり私が出席して皆さんにお願いします。それが一番だと思います。以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 農家に寄り添って、本当に話を聞いて、農業そのものが衰退しないように周知徹底を本当に町のほうで力を注いでいただきますようお願いいたします。

ただ、1つちょっと問題点があって、何かちらっと聞いたのが、今の話とはまた別なのですが、年明けに広域でパワハラありましたよね。パワハラの、組合のやつ。それが何か住民のほうから話聞いて、今の担当課のほうで何かパワハラがあるのではないかという話もあって、その周知徹底というか、熱意がなくなったなんていう話があったのですが……

○議長（湯田健二君） 9番、通告外です。

○9番（星邦一君） では、大きな3問目。申し訳なかったです。起債事業の有効活用について。町の財政状況につきましては、9月議会で認定しました決算状況からも決算健全財政を維持しておりますが、決して財源が豊かな裕福な町ではなく、町の様々な課題解決に向けて、有利な補助事業や起債事業を活用していくことが重要であると考えております。そこで、町長からの話で数多く出される過疎債について伺いますが、交付税による償還金が有利な反面、その枠も限られているため、希望する事業もなかなかできないような話が以前にありましたが、令和7年度で過疎債の利用可能枠はどの程度で、これに対してどの程度利用したのか、金額のみで結構ですので、答弁お願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、星邦一議員の大きな3点目の起債事業の有効活用についてでございますが、本町の財政状況につきましては、9月議会において認定いただきました決算のとおり、実質公債比率や将来負担比率など、健全化判断比率はいずれも基準を下回っており、現時点では健全財政を維持しているものと認識をしております。しかしながら、本町は決して財源が潤沢な潤いのある自治体ではありません。人口減少の進行、少子高齢化への対応、公共施設の老朽化対策、防災、減災対策など、取り組むべき課題は山積しております。限られた一般財源の中でこれらに対応していくためには国や県の補助制度、そして有利な起債制度を適切に活用していくことが重要であると考えております。その中で過疎対策事業債、いわゆる過疎債は、元利償還金の7割が後年度の普通交付税に算入されるという極めて有利な制度であります。本町のような過疎地域においては、地域の基盤整備や住民サービスの維持向上を図る上で大変重要な財源であります。議員おただしの令和7年度における過疎債の発行予定額は2億580万円となっております。起債の発行につきましては、県知事の同意を受けることが前提となりますが、県全体の配分枠が制限される中で、今年度第1次要望におきましては約83%の配分にとどまりましたが、その後、各町村における事業の精査及び市町村間調整により、第2次要望においては満額の配分となる予定となっております。しかしながら、ここで改めて申し上げたいのは、地方債はあくまでも借入金であることという点でございます。交付税措置があるとはいえ、償還のための資金は一度は町が支出する必要があります。また、3割分は町の実質負担となります。さらに、交付税制度そのものの将来にわたり不変であるということは限りません。仮に起債に過度に依存すれば公債費が増加し、経常収支比率の上昇や財源の硬直化を招き、将来世代に重い負担を残すことになりかねません。特に人口減少が進む中であっては、将来の税収見通しも決して楽観できる状況ではなく、今後の判断が数年後、十数年後の財政運営に大きな影響を及ぼすことを十分認識する必要があります。そのため、過疎債の活用に当たっては、将来にわたる公債費負担の推移を見据えて、補助金等の財源を最大限活用した上で、真に必要な部分に限定して充当することを基本に、計画的かつ慎重な運用を進めてまいります。

過疎債は、本町の課題解決に向けた有効な手段の一方で、必ずしも万能な財源ではありません。制度の有利さを活用しつつも、将来負担とのバランスを常に意識しながら活用することが重要であると考えております。今後におきましては、健全財政の維持を前提としつつ、住民生活の安全、安心の確保、地域の持続的発展につながる事業に対しては、補助制度や有利な起債を効果的に活用して持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 答弁ありがとうございます。健全財政を維持していくこと、これは過度に起債に依存し過ぎることがよくないことというのは十分承知しております。今年は満額配当となるということですが、年によって満額配当にならない年もあると思います。そうなれば町の単独費を充当するしかないというわけですね。また、町長からも過疎債の枠が決まっているから、やりたくてもできない事業があるといった話も以前、議会



○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。  
ただいまより休憩します。（午前11時45分）

---

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 1時00分）  
次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、星和志、一般質問を行いたいと思います。

下郷町の持続可能な発展と地域経済の活性化のための入札制度について。本町では、人口減少とともに小規模事業者が減少し、とりわけ電気、管工事業は社会的インフラであり、このままでは数年後、夜間の漏水や停電に対応できる業者が町内からいなくなります。私のもとには、町内業者がいるのに町外業者に仕事が流れるという声が届いております。公共事業費が町外に流出すれば地域内で資金が循環せず、税収減少と雇用喪失を招きます。町内業者が受注すれば従業員の給与は町内で消費され、法人税、住民税として町に還元されます。この循環を守ることが町の持続可能な発展に不可欠です。隣の南会津町では、地元業者を優先する入札制度が整備されていると聞いております。同じ南会津郡内で、なぜ本町ではできないのか、町民から疑問の声が上がっております。そこで、3点伺います。

1、町内の建設、電気、管工事業者数の現状（経営者年齢、後継者など）と10年間の推移、今後の見通しをどう認識しているか。

2、過去3年間の建設、電気工事、管工事、維持管理委託について、発注総額と町内、町外業者の受注割合をお示してください。

3、南会津町の地元が優先できる制度を参考に、入札要綱の変更、緊急対応協定業者制度、総合評価方式への地域貢献加点など、地元優先の仕組みやJV、随意契約の引き上げ、分離発注を導入する考えはあるか。

以上、町長の明確な答弁を求めます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星和志議員のご質問にお答えします。

下郷町の持続可能な発展と地域経済の活性化のための入札制度についてでございますが、1つ目の町内建設、電気、管工事業者の現状についてであります。これは経営者年齢とか後継者等であると思っておりますけれども、現在把握している内容は過去4年間分のものであり、土木一式で12業者、建築一式で7業者、電気で4業者、管工事の関係で7業者の登録があります。3年前の登録と比較して建築一式で2事業者の減、管工事の事業者で1事業者の増となっております。土木一式と電気では増減はございません。経営者年齢については統計的な分析処理をしておらず、また後継者の有無につきましても情報を得ておりませんので、ご了承願います。

2つ目の過去3年間の建設、電気工事、管工事、維持管理委託について、発注総額と町内、町外業者の受注割合ですが、土木一式工事では発注総数80件、発注総額6億9,469万

7,000円、そのうち町内業者80件に受注しておりまして、町内受注割合としては100%となっております。建築一式工事では発注総数7件、発注総額1億2,457万5,000円で、そのうち町内業者が7件受注しておりまして、町内受注者の割合は100%となっております。電気工事では発注総数4件、発注総額2,422万2,000円で、そのうち町内業者1件受注、町外業者3件受注しておりまして、町内受注割合として25%となっております。管工事では発注総数が14件、発注総額5,679万円で、そのうち町内業者13件受注、町外業者1件受注しておりまして、町内受注割合として92.86%となっております。維持管理委託では発注総数56件、発注総額約1億1,602万7,000円、そのうち町内業者26件受注、町外業者30件受注しております。町内受注割合としては46.42%となっております。

3つ目の他の自治体における地元優先の入札制度につきましては、確認のできる範囲内で調査を行いました。その制度の確認はできませんでした。しかしながら、インフラ整備を行うための地元業者育成は過疎化が進む本町にとっても重要な課題であり、地域活動を行うためにも必要不可欠なものであることは十分認識しているところでございます。議員もご承知のとおり、入札制度につきましては法令等に基づいた制度となっております。これを踏まえた上で、地元優先の制度設計については慎重に対応しなければならないと考えております。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 答弁ありがとうございました。経営者の年齢は把握していないということなのですが、これは管工事や電気工事業者少ないので、これは危機管理上、分析しておくべきだと思うので、今後お願いしたいです。

そして、一式工事が受注割合が町内業者が100%で電気工事が25%、管工事では92%となっておりますが、こちらの下請状況は町内業者か町外業者かとかという割合は今すぐは出ないと思うのですが、そこは分かる範囲で教えてください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 8番、星和志議員のご質問にお答えします。

ただいま総括して件数等を述べさせていただきましたが、中身の下請状況につきましてはちょっと資料を持ち合わせておりません。大変申し訳ありません。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 推測で物事を言うの嫌なのですが、多分町内業者を下請に使うといった要綱とかルールはないもので、結局一式工事100%ってなっているのですが、町外に資金は流出しているところが見られると思います。それを踏まえて、私も入札の件は難しくてちょっと分からなかったのですが、今回の一般質問で調べたら、そして町民の声を聞いていまして、そして今言った町民の声の一つとしては、一式工事になってしまい、町内業者、下請を頼まない件があり、大手の使っている町外業者へ流れる件がありますということと、本当に小さい企業ですと入札事務が大きな負担である。そして、

本当に小さい企業では入札に入れない。あと、本店が町内にあるのに、支店の会社より仕事が取れていないという不満を聞きました。そして、その小規模事業者や私からの改善案なのですが、一式工事になって下請を町外に流出させないためには、やはり分離発注などするか、町内企業下請の努力義務を課せるなどあるといいと思います。あと、入札事務が負担である業者に対しては、小規模修繕工事希望登録者制度というのは50万円以下の工事であると煩雑な手続がなく、希望登録の小さな会社に仕事が行っていく仕組みがあるようです。あと、本店があり、支店の会社よりも仕事が取れていないという会社の対策としては、現状、下郷町の入札制度の要綱は多分つくられていなかったと思うのです。それを作成し、その中で総合評価方式を取って、町内にその従業員が、下郷町民で従業員が何人いるかや、ボランティアやっているかとか消防に入っているかとか、そういった簡易的な評価方式の加点制で運用すれば、公平、公正を担保した制度づくりができると思います。これを踏まえて、この不満と改善案について町長はどうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま星和志議員からの質問でございますが、入札制度につきましては工事等及び物品等の契約に係る指名競争参加者の資格審査及び指名等に関する要綱というのは町でつくってある。この要綱に基づいて業者は入札資格審査を受けながら、町に登録しているわけです。ですから、社員が何名いて、技術取得している人が何名いて、そこに代表者がいるという形で、この要綱に該当することを当てはめてやっている。だから、工事を発注して下請させるということは、業者さんが要するに例えばうちを建てた場合、壁屋さんがいない場合は壁屋さんはどこからか連れてこなければ、建具屋さん。今はそういう建物は少ないのだけれども、そういう形しかない。だから、今要するに建具屋さんが誰もやっていない、やらないと、壁屋さんもいないとなると、ほかからやるほかないのです。それが分離発注となると、それは確かに結構なのだけれども、諸経費がかかってしまう、全部。一般管理費、諸経費、これが上乘せになってしまう場合もあるので、ただ単にこれを分離発注していいかということちょっと考えるものなのだけれども、大きな建物で建物の部分と電気の部分と管の部分で分離して発注する場合は、そういうやり方としてある。ただ、小さなもの、土木工事の下請出しているかという、それは部分的にここの部分については出しますよというのが建設課のほうに提出されて、それを許可しからないから、町の担当。だけれども、業者さんだつてやっぱりそういうものは下請に出して、その下請の部分の会社にやっていただくことが利潤が上がる可能性はある。だから、下請のほうがいいのだという人もいます。入札参加しなくても下請で取れるということで、これいいことだから、かえって難しい書類を出すよりはそのほうがいいという業者もいる。それは、それぞれの会社の考え方でいいのではないかと私も思っていますが、私の考えとしてはなるだけ町内の人にやってもらうというのが原則なのです。町内の人に工事を請け負ってもらう。だけれども、町内の人が取れないという場合があるのです。取れないというのは資格の問題の話。管工事にしても、

電気工事にしても、水道施設工事にしても、やっぱり資格があって、社長がいて、資格者がいて、作業する人がいる。要するに働く人、最低で3人要る。仕事をやる人を、主任技術者も入ってもいいのだけれども、あくまでも3名以内では取れない。そして、今この要綱の中には、やっぱり3,000万円以上の工事を発注するとき、では下請も出していない、何も出していない、地元優先だからこれ入れろなんて言ったらかなり問題になってきます。そういうことのないようにこれをやっていかななくてはならない。これは当然なのです。だから、単純に分離発注だと何かはすることは、やっぱり要綱に従ってやっていくことが必要です。総合評価点数の順位で分離してやっていくことが安心して工事を請け負ってやっていただけるということなので、工事が大きいのを取ってしまった後でできなくなるというのがこれ一番心配なのです。これは、過去にもいろいろあるのだけれども、そうしたことによって問題点が出てきていろいろ苦労した点がございまして、その辺を注意しながら、私のほうでは入札の制度の要綱に基づいて指名委員会で指名してもらったやつを請け負ってもらおうと、落札した人が仕事をするという仕組みになっていますから。和志議員がおっしゃることも十分承知しております。私は地元優先、地域優先でやっていくことが基本だということを常々発注する場合言っていますので、そういうことのないようにしっかりとした業者になってほしいと思っていますので、早めに資格を取っていただくと、そして大きな仕事もできると、安心して町のほうでは受注、発注ができるという仕組みをつくるようこれからやってきます。ただ、年齢のことは、これは私の同級生が今社長であったり、そういう状態ですから、なかなか大変なのです。だから、早めにその資格を取ってもらってやっていただくということで、今後事業者についてはいろいろな機会で話し合っていきたいとは思いますが、なかなかそうもいかないのかなという感じは今しています。しかし、そういう努力はしなくてはならない。町としては、町で予算を取ったものは地元の業者さんにやってもらうのが一番いいのです。そういう考えでやっていますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 町長も同じ町内業者優先に入れたいということですので、やはり要綱に明確に地理的要件や、さっき言った総合評価方式や隣町の南会津町のようにランクつけて、大きい工事と中ぐらいの工事、小規模工事で分けてすみ分けできれば町内業者がおのずと優先されたみたいな仕組みになるのかなと思うので、要綱が、等級区分ですか、格付方式を取り入れることについてはどうお考えでしょうか。

あと、分離発注についてはやっぱり諸経費が増大することなのですが、でもここで投資すれば町内で回るお金が増えるので、結果戻ってきて、戻ってくるプラス愛着が湧いて戻ってくるのではないかと、一石二鳥になって、増大して戻ってくるのではないかと今思いました。これは意見なので、入札制度の要綱作成とこの格付、地理的要件を入れることは可能かどうか、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 地理等に関する要綱については建設課長から答弁させますが、こういう要綱をずらさず申し上げるのもあれなのですけれども、そういうことを踏まえて示しているのです、入札指名委員会。私も地元優先だよと、地域優先だよということで指名させていただいていると思う。ですから、そういうことは十分承知の上でやっているはず。ただ、分離発注でも建物の場合は分離発注できるのです、電気、管。土木工事で分離発注というのは、なかなかこれかえって経費がかかってできないということ。管工事の場合も、それは確かに土木の分は土木の分でやってくださいよ、管敷設の分は管でやりまますよということではあることはできるけれど、その分で行っていただければ諸経費のほうが高くなってしまいます。今はそうなのです。諸経費でもうかること、もうかるなんていう発言はあれだけれども、そういうものが入って初めて業者さんの潤いになるということですから、それがいいかどうかというのは我々は判断しようがないのだ。やっぱり取った人のあれだから。これは、それでは分離発注は建物ではできますと。ただし、土工、管工事についてはやっぱりできないというのが私の見解。

要綱にそういうものを入れるというのは建設課長ちょっと説明、答弁していただきたい。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいま町長先に申しましたが、まず入札に関しましては工事及び物品等の契約に係る指名競争参加者の資格審査及び指名等に関する要綱ということで、こちらの要綱で入札等を行っております。あと、その中でありました、格付というお言葉あったと思うのですが、こちらにつきましても他町村と同様に、Aランク、Bランク、Cランクということで格付がありまして、事業者さん、各点数をお持ちでございますので、そういった格付をしまして、入札の格付、ランクという形で運用させていただいているというような状態になっておりますので、中身的にはやっているのかなというふうに感じております。よろしく申し上げます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） すみません。自分の調べ方が不足していました。ちなみに、その要綱に、南会津町では第8条の（3）、ウに当該工事等に対する地域的条件及び継続性、やっぱり同じ文言で入っているのですか。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 本要綱の中身に8条というところがございまして、8条の（4）の中に同じ記載になっております。内容的には当該工事等に対する地理的条件及び継続性という形の文言でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ありがとうございます。では、そのほかの要因で南会津町は入札の委員会とかで制限しているのですね。この要綱自体は大体一緒ということで今理解しました。

では、そうなるかと理解しましたので、これで以上です。ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） はい、ないです。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。

次に、1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 議員番号1番、渡部哲、一般質問通告書に基づき質問いたします。

1つ、遊休農地の活用について。現在、下郷町において人口減少と高齢化の進行に伴い、農地の遊休化が年々進んでおります。かつては地域の生産基盤であり生活を支えてきた農地が今では耕作放棄地となり、景観の悪化や鳥獣被害の拡大など、様々な課題を生んでおります。この遊休地を負の遺産として放置するのではなく、地域資源として積極的に活用すべきと考えます。その一つがヒマワリやコスモスなどの花を活用した町づくりです。ヒマワリやコスモスの種代は比較的安価であり、1ヘクタール当たり数万円程度から始められることも可能とされています。農業機械を活用すれば種まきも効果的に行えます。また、ボランティアや地域団体との連携により、管理コストを抑えることも可能です。仮に数十万円規模の初期投資であったとしても、以下の効果が期待できます。1番、景観改善による地域イメージ向上。2番、観光客増加による飲食、物販への波及効果。3番、地元住民の参加によるコミュニティ活性化。4番、写真スポット化による無料の情報拡散、SNS効果。5番、将来的なイベント開催、花祭り等などによる収益化。下郷町は、ただ衰退を受け入れる町ではなく、小さくても輝く町を目指すべきであります。まずは段階的に導入を検討していただきたいと思います。モデル地区での試験実施。1年目は小規模で効果測定。来訪者数、SNS投稿数、経済波及効果を検証。見る観光だけではなく参加型の町づくりと発展させる。

1番、現在の遊休農地の面積はどのような状況か教えていただきたいと思います。

2番、景観活用を目的とした農地利用について検討実績はあるか。

3番、試験的に導入を行う場合の構想費用は幾らくらいかかりますか。

4番、費用対効果の選定基準はどのように考えているのか。

上記について、町当局の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、渡部哲議員のご質問にお答えします。

遊休農地の活用についてでございますが、耕作放棄地は景観の悪化や鳥獣被害の拡大など、様々な課題を生むことは認識しております。現在、町内の農地につきましては、高齢化による担い手不足の中、農地維持を図る組織の設立も難しい地域や、農業法人等新たな担い手の参入や農地の多面的機能の維持を図るための組織の設立により、遊休農地の解消に向けた取組を行っている地域もございます。本町の直近の遊休農地面積の状況でございますが、農業委員会が毎年実施しております農地の利用状況調査において、令和7年度は荒廃の度合いの軽いものが117.8ヘクタール、荒廃の度合いが重いものが188.0ヘクタールと、合わせて305.8ヘクタール、割合としまして23.3%が遊休農地と判

定されております。

また、議員おただしの遊休農地の解消に向けた取組についてでございますが、現在町といたしましては、遊休農地解消に向け取組を行っている個人や団体を支援していく形で遊休農地の対策を考えているところであり、多面的機能支払交付金制度を活用して農地維持活動や農村環境の保全を図るため、景観形成、作物の作付の推奨のほか、町農業再生協議会の支援制度である景観形成作物種子購入支援などを行っております。今後も遊休農地対策につきましては、既存の各種事業を推奨しながら、町内遊休農地の解消に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 1番、渡部哲です。私も各地区を回っていろいろ言われるのですけれども、やっぱり荒廃した農地が今もう目立っているような状況なので、これ何とか活用してもらえないかなんてことも質問を受けるのだけれども、だからいろいろ聞いて、財政もなかなか厳しいということで、コスモスとか、そういったものでしたらそんなにお金はかからないと思うので、そういう空いているところ、例えばある地区ではうちも考えていたとか、そういった地区もあるので、そういう地区の遊休耕作地に植えて試験的にやってみたらどうかなど。最初からお金をかけるのではなくて。そうすると、皆さん車でいろいろ走っているの、やっぱりきれいだなと心が和むような感じ。例えばそば畑とか結構お客が来るので、割とそういった人たちもやっぱりお土産買っていたり、食事していたりして、ある程度の経済効果というの見込めると思うので、試験的にそういうふうにお金をかけずにやってみる手もあると思うので、そういったことをどのように考えているか。農林課の人とかそういう、お聞きしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今の渡部哲議員のご質問にお答えいたします。

遊休農地として荒れている農地が存在するというのは、今町長が答弁申し上げましたように、毎年の農業委員会の現地調査というのがありまして、確認しているところではありますが、さらに申し上げましたとおり、実際に種に対する補助制度ですとかという形で実施している部分もあるのです。ただ、試験的に、試験的にという話なのですけれども、あくまでも農地については個人の持ち物という形になってしまうので、個人がとか、あと地区でのという形の対応になってしまうのです。ですので、その辺を理解してもらった上で、そういった試験的な行為は可能かなと思うのですけれども、いずれにしても管理とかというのはどうしても地元の方がやっていただくような形になってまいりますので、その辺を踏まえた上で事業のほうを展開できればという形ではあります。先ほども補助事業云々かんぬんの話も出ましたが、それを利用してヒマワリを植えているとか、そういったところもございますので、そういった利用のされ方をすると、またちょっと規模が大きくなるのかなと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 私もいろいろ回っている中でそういった指摘をしている、うちの地区で花を植えたいなんていう地区もあるので、もしそういうことができれば、要するに一番その地元の人に種をまいて管理してもらおうと。コスモスとかはそんなに管理するのにかからないと思うのだけれども、ヒマワリはどうか分からないですけれども、そういったことを私はいろいろ言われて今回こういう質問をしました。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今のご質問に関しましてはもう実際に、先ほども申しましたとおり、事業としてやっている部分がございますので、もしそういう興味があるとかやりたいという方が、もしくは地区レベルでもいいのですけれども、いらっしゃるのであれば、農林課のほうにいらっしゃってご相談いただけると、もちろんその辺の対応をさせていただくと思います。もしそういうお話が聞かれたということであれば、そういうものもあるのですよという形でお声かけしていただけると助かりますが、よろしいでしょうか。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 分かりました。一応そう言った人に伝えてみたいと思います。

では、これで私の質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○1番（渡部哲君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで1番、渡部哲君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

---

## 日程の追加

○議長（湯田健二君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情につきましては、先般、3月10日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。この件については、去る3月5日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

---

### 追加日程第1 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。本日、委員長が欠席のため、副委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長、小玉智和君。

○総務文教常任副委員長（小玉智和君） 総務文教常任委員会、副委員長の小玉智和でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告を申し上げます。

本委員会付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第93条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和8年3月10日。件名、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和8年3月10日。出席委員は、星昌彦君、佐藤勤君、星和志君、湯田健二君、そして私であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は3月19日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。(午後 1時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和7年度下郷町議会3月会議会議録第3号

招集年月日	令和8年3月10日			
本会議の日程	令和8年3月10日から3月19日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和8年3月19日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和8年3月19日	午後4時13分	議長 湯田健二
応招議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番	渡部 哲	2番	星 昌彦
	3番	佐藤 勤	4番	
	5番	猪股 謙喜	6番	小玉 智和
	7番	大竹 浩治	8番	星 和志
	9番	星 邦一	10番	山名田 久美子
	11番	星 能哲	12番	湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	8番	星 和志	9番	星 邦一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副町長	室井 哲
	参事兼総務課長	湯田 英幸	総合政策課長	佐藤 英勝
	税務課長	大竹 浩二	町民課長	星 敦史
	健康福祉課長	玉川 清美	農林課長併任 農業委員会事務局長	猪股 朋弘
	参事兼建設課長	玉川 武之	会計管理者	室井 俊之
	教育長	湯田 嘉朗	代表監査委員	五十嵐 浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	荒井 康貴	書記	室井 徳人
	書記	玉川 和哉		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年度下郷町議会3月会議議事日程（第3号）

期日：令和8年3月19日（木）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第12号 専決処分の報告について  
(専決第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 2 議案第37号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 3 議案第38号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第39号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第40号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 6 議案第41号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 7 議案第42号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 8 議案第43号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 9 議案第44号 除雪ドーザ購入契約について
- 日程第10 議案第45号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 議案第46号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 日程第13 議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 日程第14 議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 日程第15 議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 日程第16 議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 日程第17 議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算  
(予算特別委員会報告)
- 日程第18 議員提出議案第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

- 日程第 19 議員派遣の件
- 日程第 20 令和 8 年度行政視察について
- 追加日程第 1 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更
- 追加日程第 2 議会広報常任委員会委員の辞任許可
- 追加日程第 3 議会広報常任委員会委員の選任
- 追加日程第 4 議会運営委員会委員の辞任許可
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 6 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可
- 追加日程第 7 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選任
- 散 会



(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちご連絡申し上げます。議会事務局長より発言が求められておりますので、これを許可します。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。3月16日に配付させていただきました議事日程第3号に一部誤りがありましたので、本日開会前に訂正させていただきました。今後このようなことのないよう対応してまいりますので、この場をお借りしておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 続いて、総務課長より発言が求められておりますので、これを許可します。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。お配りしました資料の中で新旧対照表において訂正がありましたので、1冊全て新しくさせていただきました。訂正箇所を確認させていただきます。

新旧対照表の7ページ、御覧ください。欄が2つに分かれていまして、左側が改正後となっております。上から2つ目の(2)の下線が引いてあります。こちら「援助又は扶助」という文言になっておりますが、訂正前「救助又は扶助」という形になっておりましたので、訂正させていただきます。今後このようなことのないように善処いたしたいと思いますので、おわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） ご連絡申し上げます。

本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

3月会議の説明のため出席を求めた教育次長、只浦孝行君が所用のため、本日の会議を欠席いたしますので、よろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 報告第12号 専決処分の報告について**

**(専決第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第7号))**

○議長（湯田健二君） 日程第1、報告第12号 専決処分の報告について（専決第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第7号)）について、この件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、議案書1ページを御覧いただきまして、報告

第12号 専決処分の報告について(専決第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第7号))でございますが、本年1月以降の降雪により、土木費、道路維持費において、見込額の精査により除雪委託料5,055万8,000円を増額し、予備費において収支の調整をするものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものがあります。

以上です。

○議長(湯田健二君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番(星和志君) こちらの除雪の委託料なのですが、こちらの算定の仕方というのを多分以前も聞いたと思うのですが、もう一度教えてもらってよろしいですか。

○議長(湯田健二君) 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長(玉川武之君) 8番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

昨日も当初予算に関しましては4,000万円という形でいろいろご指摘いただきましてありがとうございました。積算の内訳ですが、今回不足分5,055万8,000円という形で新たに専決計上させていただいておりますが、その主な積算の根拠でございますが、7年度実施に当たりまして、12月と1月分という形で各事業者から上がってきている請求書がございます。こちら請求書、この時点で合わせまして5,712万2,586円でございますが、当初予算4,000万円でございますので、この時点で1,712万2,586円不足しているというような状態がございました。専決という形で、1月分をもちまして2月10日に専決させていただきました。それ以降、例年そうなのですが、こういう場合2月と3月の降雪量を予測してございます。これも直近の3年間分から3月、2か月分の平均を取っておりまして、ここでいいますと令和4年から6年までの平均で、2か月分で3,343万6,000円見込み分という形で積算させていただいたところです。不足分と新たな2月、3月の見込み分、合わせまして5,055万8,000円となりますので、今回専決予算という形で委託料を計上させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長(湯田健二君) 8番、星和志君。

○8番(星和志君) 業者のほうの算定の仕方は多分決まっているのでしょうけれども、近隣市町村ですと、除雪機にGPSを搭載して町側の管理などもしっかり時間や場所、あと距離などが正確に測れるようなのですが、これ現状ですと今、井勘定みたいな、そこまでは言わないですけれども、ちょっとあやふやな算定になってしまうおそれはあるのか、ちょっとお聞きします。GPSと比べるとです。

○議長(湯田健二君) 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長(玉川武之君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

各事業者様のほうからは、日報という形と、あと月別の報告書という形で書類を頂い

てございます。いわゆるこの中で単価と走行の時間ございますので、こちらで請求という部分を算出している状況になってございます。当然こちらは、町と事業者さんとの契約の中で信義にわたって行っていただいていますので、その内容については正しいものと認識しているところでございます。当然、今よくご存じだなと思ったのですが、南会津町さん、あと会津若松市さん、あと美里町さんもそういうような機械を入れて算出しているシステムをもう既に導入始まっているということでございますので、今後はそういうものもやはり検討していかなくてはいけないのかなと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上となります。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○8番（星和志君） はい。

○議長（湯田健二君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第12号 専決処分の報告について（専決第5号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第7号））についての件を終わります。

---

## 日程第2 議案第37号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（湯田健二君） 日程第2、議案第37号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第37号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書7ページを御覧いただきたいと思います。本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づきまして、過疎地域に指定された市町村が地域の持続的発展を目指すための計画となります。本町におきましては、現行計画が令和7年度をもって期間満了を迎え、来年度からの5年間を計画期間といたします下郷町過疎地域持続的発展計画の策定作業が終了しましたことから、同法特別措置法の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

計画の詳細につきましては、先日の議会全員協議会におきましてご説明をさせていただきましたとおりでございます。よろしく願いいたします。

以上、議案第37号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 下郷町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第38号 教育委員会委員の任命について

○議長(湯田健二君) 日程第3、議案第38号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第38号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 教育委員会委員の任命についての件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4 議案第39号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(湯田健二君) 日程第4、議案第39号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 議案第39号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についてを説明させていただきます。

議案書9ページを御覧ください。議案第39号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定でございます。このたびの条例改正は、自治体情報システムの標準化・共通化によりまして固定資産の評価額証明書や名寄せ台帳の様式が変わりましたことから、手数料の見直しを行ったものでございます。

その大きな要因といたしまして、住民の方々が相続登記を行う際には、町から評価額証明書、評価額通知書、名寄せ台帳謄本、これらのいずれかを取得して法務局へ提出しなければならないものでございますが、そのうち評価額通知書はシステムの標準化に伴い、通知書そのものがなくなりました。また、これまではほとんどの方が名寄せ台帳謄本を取得されておりましたが、この様式はA3判の大きな用紙となっておりまして、1枚の中に表示される土地の筆数や家屋の戸数は1枚目が14件、2枚目が23件表示されておりました。これが今回の標準化によりまして、1枚目も2枚目以降も4件と大幅に減少いたしました。さらに、評価額通知書につきましては、1枚当たり6件記載されていたものが5件記載と減少いたしました。

これによりまして、町民の方々が証明書等を取得する際の枚数が多くなることにより、その手数料負担が大きくなってきておりますことから、これらの負担軽減を行うための改正を行うものでございます。また、この見直しを行うことによりまして、手数料条例全体につきまして見直しを行ってございます。

では、改正内容について説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。まず、手数料の種類及び金額を規定しております第2条でございますが、これまでは第1項の第1号から第24号まで羅列された規定でございましたが、これらを別表1として別に整理する改正とし、新旧対照表の1ページ、改正前でございますが、第1号から6ページの第24号までを削除してございます。

別表1につきましては、議案書のほうでございますが、議案書11ページから17ページにございますので、こちらと対比しながら御覧ください。大枠といたしましては、この第1号から第24号までを別表1に置き換えているものでございますが、先ほど申し上げましたとおり、全体的な見直しにより税証明以外についても一部の改正を行ってございます。

それでは、変更のあった部分につきまして、順を追って説明させていただきますが、総務課、町民課の各所管となる部分もございまして、私のほうで一括にて説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページの最下段から2ページ目にかけて第5号、「戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは」とあり、その右側に「1通につき350円ただし、婚姻、離婚、養子縁組又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする」となっておりますが、このただし書部分については、議案書12ページの2段目にありますとおり、別段で整理

してございます。内容、金額についての変更はございません。

続きまして、議案書14ページを御覧ください。2段目、身分に関する証明書の交付手数料から下から2段目の印鑑登録証明書の交付手数料まででございますが、これまでは項目としての規定化はしておらず、新旧対照表の5ページの改正前の第20号及び第21号に位置づけておりましたが、他の市町村では規定化されている現状なども踏まえまして、新たな種類として設けてございます。ただし、金額については1件当たり350円と変更があるものではございません。

次に、議案書16ページの4段目を御覧ください。地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付手数料から下から3段目の法人又は組合若しくは個人の事業に関する証明書の交付手数料でございますが、こちらにつきましても、これまでは新旧対照表5ページの第20号の証明手数料として個別の種類としての規定化はしてございませんでしたが、新たに規定化したものでございます。

なお、議案書16ページの下から4段目の公募（資産名寄台帳）の謄本の交付手数料でございますが、他市町村との均衡も踏まえまして500円と設定し、それら以外はこれまでどおり1件当たり350円としてございます。

また、議案書16ページ、下から6段目の資産に関する証明書、下から5段目の租税公課及び評価に関する証明書、下から4段目の公募の謄本の各手数料でございますが、この3種類が冒頭で申し上げました自治体情報システムの標準化・共通化によりまして様式が変わったために、住民の方々の負担が大きくなるおそれがあるものと見込まれるものでございます。そのため、これまでは証明書1枚を1件とし、証明書が2枚になれば2件、3枚になれば3件という扱いになり、1枚、1件増すごとになるため、手数料は1枚を増すごとに350円ずつ増えていく規定でございました。これが今回の改正によりまして、証明書につきましては2枚目以降は50円ずつ、謄本につきましては2枚目以降は100円ずつ増していくよう改正し、町民等の方々の負担を軽減するものでございます。

なお、相続登記の際に添付が必要となる証明を取得される場合は、名寄せ台帳謄本か評価額証明書のいずれかの添付が必要になりますが、今後は住民の方々の負担を考慮し、評価額証明書に統一して発行するようしていきたいと考えております。以上が第2条第1項の第1号から第24号までを別表1に移行し、内容が変わった部分でございます。

次に、新旧対照表のほうでございますが、6ページを御覧ください。第2条の第2項から第6項までは、別表1の規定化によりまして不要な部分となりますことから削除するものでございます。

次に、第4条でございますが、見出しを「閲覧等の範囲」から「閲覧等の範囲及び取扱い」に改正し、新たに第2項に「閲覧者は、公募、公文書及び図面等の取扱いに注意し、損傷、汚損、改ざん等の行為をしてはならない」という条文を追加してございます。

次に、第5条でございますが、第2条第1項の各号が別表1に変更になりましたことから、条文の文言等を改正してございます。

また、第6条につきましても第2条第1項の各号が別表1に変更になりましたことから、改正前の第6条第1項及び第2項の文言を整理し、1項にまとめた改正としており

ます。

次に、第7条でございますが、見出しの規定化がなされておりましたので、新たに「(免除)」と追加いたしました。

次に、新旧対照表7ページの第2号の「公費の救助を受けるもの」を「公費の援助又は扶助を受けるもの」に、第3号の「手数料を納める資力がないもの」を「生活保護法の適用を受けている者から請求があったもの」に、第5号の「官公吏が、職務上の必要で請求したもの」を「公用で使用するもの」にそれぞれ改正いたしまして、新たに第6号として「前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたもの」という特例規定を追加してございます。

次に、第7条第2項は、「前項各号の事由に該当するかどうかを判定しがたい場合においては、町長がこれを決する」という条文を削除し、新たにこれを「別表2に掲げる者に対して戸籍事項及び住民基本台帳の記載事項の証明をするときは、手数料を徴収しない」という条文を追加するものでございます。

この別表2でございますが、議案書18ページを御覧ください。1の労働者災害補償保険法第45条の規定に該当する者から21の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第76条の規定に該当する者までございますが、いずれも法律では自治体の条例の定めるところにより無料で証明を行うことができるとされているものでありますことから、これら法律規定にある対象者に対しましては当条例で無料交付を規定化するものでございます。

以上が手数料徴収条例の改正内容となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 閲覧において、破損とか差し替えみたいな行為というのは、役場職員がそばにいて絶えず見張るということではないということでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 閲覧については、ほとんど立会いの下で閲覧をさせておりますので、見張るとい言葉がちょっと正しいかどうか分かりませんが、一応立会いの下での閲覧ということにはなります。

ただ、破損ですとか、汚損の規定が今までなかったものですから、追加したというものでございます。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） そういったことが発生した場合は、閲覧者に対する罰則等はあるのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 特に規定等はございません。

ただ、この条文を追加することによりまして、実際に閲覧をされる際に職員からこのことを前提に閲覧をしていただくということを規定化しているということでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第39号 下郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第40号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について**

**日程第6 議案第41号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について**

○議長（湯田健二君） この際、日程第5、議案第40号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件及び日程第6、議案第41号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） おはようございます。それでは、議案第40号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてご説明申し上げます。

資料のほうは、さきにお渡しいたしましたA4の概要版のほうを御覧ください。議案第40号資料と記入がございます。まず、制定の根拠と目的でございますが、改正後の児童福祉法において、新たに乳児等通園支援事業者が市町村の認可事業に位置づけられました。これを踏まえ、町が新たに許可することに当たり、必要となる設備及び運営に関する基準を定めようとするものでございます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全ての子どもの育ちを応援し、保護者の働き方やライフスタイルを問わず、支援を強化することで良質な育成環境を整備することを目的としております。子どもにとって家庭とは異なる経験や家族以外の方と

関わる機会を得ることで、物や人への興味、関心が広まり、社会情緒的な発達をもたらすことができるとされております。保護者にとっても地域の様々な社会的支援につながる契機となり、育児に対する不安感の解消、負担の軽減につながるとされております。

この条例で定められる主な基準でございますが、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき規定される主な事項として、(1)、職員配置基準、(2)、設備基準、(3)、運営基準を定めることとされております。(1)、職員配置基準につきましては、議案書の26ページ、第22条からの記載となっております。①、0歳児については3人につき職員1名以上、1、2歳児については6人につき職員1名以上を配置すること。②、従事者の半数以上は保育士であること。③、1事業所につき常時2名以上の配置が必要であることが定められております。

(2)、配置基準については、議案書24ページ、21条からの記載となっております。①、乳児室や匍匐室などの面積基準。②、非常警報装置設備や防火処理、送迎バスの見落とし防止ブザー等の安全設備などを定めております。

(3)、運営基準としましては、①、安全計画の策定。研修や訓練の実施、保護者への周知義務。②、差別的取扱いの禁止。国籍や身長、家庭状況による差別の禁止。③、虐待の禁止。職員の倫理観向上や虐待防止措置の徹底などを定めたものでございます。

乳児等通園支援事業では、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業で、令和8年度からは新たな給付制度として全自治体での実施となるものでございます。

対象児童でございますが、0歳6か月から満3歳未満の保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児が対象となります。

利用上限につきましては、一月当たり10時間以内となっております。

実施場所につきましては、保育所、認定こども園、小規模保育所事業所などとなっております。

関連性がございますので、引き続き議案第41号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてご説明申し上げます。こちらの資料の裏側の資料を御覧いただきたいと思っております。先ほどの議案第40号につきましては、定義が乳児等通園支援事業という制度そのものについてでございますが、議案第41号につきましては、その事業を実施する主体、事業所、施設についてのものがございます。

概要としましては、令和8年4月1日より子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業を実施する事業者のうち、国が定める基準に基づいて町が定めた条例の基準を満たしていることを確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付費が給付されることとなります。このことから、法第54条の3において準用する法第46条の2項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

基準の内容でございますが、大きく2つの項目に分かれてございます。定員に関する基準としまして、議案書の31ページ、第2章第1節から1時間当たりの利用定員を定めることや開所日時等を考慮して一月当たりの利用定員を定めることとしております。

第2節からは運営に関する基準として、第4条では、①、初めて利用する子どもの保

護者と面談を実施し、重要事項を記載した文書を交付、説明の上で同意を得ること。第5条では、②の正当な理由がある場合を除いての応諾拒否の禁止。

議案書32ページ、第12条では、③の利用料、実費徴収について事前に文書により説明し、同意を得ること。

議案書33ページ、第14条では、④、事業の目的、職員の体制などの重要事項を記載した運営規定を定めること。

議案書35ページ、第20条では、⑤の支援に必要な職員体制の確保、利用定員の遵守。

第23条では、⑥の差別的な取扱い、虐待行為の禁止、秘密保持。

議案書37ページ、第30条では、⑦の事故発生防止、事故発生時の対応策を講じることなど定めるものがございます。

議案第40号、議案第41号とも令和8年4月1日からの施行となっております。

以上、議案第40号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、議案第41号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） この条例の制定について、下郷町内で当てはまる事業所はあるのかということと、この基準に基づいて運用する、当てはまるというところはあるのかお聞きします。

○議長（湯田健二君） 答弁求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 8番、星和志議員の質問のほうにお答えいたします。

まず、町内では該当になる施設はございますかということですが、こちらしもしょう保育所、湯野上保育所とも条例のほうを制定して受入れをする予定でございます。

なお、該当になる方は保育所に入所されていない6か月から3歳未満の乳幼児という限定がございまして、今現在下郷町で該当になる児童に関しましては4名となっております。あくまでも希望に応じて受け入れる体制を整えていくということになっております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） しもしょう保育所、湯野上保育所で4名ということですが、この基準に合わせて変更とかなければいけない事業所も出てくるのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 今ほどの星和志議員のご質問にお答えいたします。

今現在、下郷町では定員数、職員の配置等も十分満たされておりまして、希望園児にならない方が受入れを希望される場合にも十分対応できる形となっております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 該当の子どもが4名いるということですが、これに対して4月から  
のサービスですので、こういったことを行いますよという周知はどうなっているのかと  
いうことと、現在の施設で施設のハードウェアの部分ですか、これにのっとった施設と  
して機能する修繕等が必要になってくるのか。

それから、利用料実費の徴収についてですが、下郷町の現金取扱いの規則等によるも  
のののっとるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 5番、猪股謙喜議員の質問にお答えいたします。

まず、周知方法でございますが、こちら議決をいただきましたら早々にホームページ  
もしくは広報のほうで周知をしていきたいと思っております。また、両保育所におきましても、  
このような制度の周知のチラシ等も置かせていただきたいと思います。

2点目の施設のハード面での修繕が必要かどうかというご質問でございますが、今現  
在備え付けてある教室というか、保育室のところに希望乳児を受け入れるという体制を  
考えてございます。ですので、一般的に今、年々、毎年少しずつ設備等の修繕を加えて  
おりまして、大規模な改修等はしなくても受入れ可能だという考えでございます。

あとは、3点目の利用料でございますが、1人当たり1時間につき利用料が発生しま  
すが、こちらは従来行われております一時保育とかと同じように納付書のほうを個人の方  
にお送りさせていただいて、それを金融機関にお持ちいただいて払い込んでいただく  
という方式を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○8番（星和志君） はい。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 下郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 下郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条

例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第42号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(湯田健二君) 日程第7、議案第42号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長(猪股朋弘君) おはようございます。議案第42号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

議案書の40ページから41ページ並びに新旧対照表の8ページとなっております。本条例に係る今回の改正につきましては、昨年の岩手県大船渡市で発生しました大規模な林野火災を受けて、消防予防対策として火災予防条例、南会津郡では広域市町村圏組合において制定されているものでございます、の一部改正により、新たに林野火災注意報や林野火災警報が創設され、令和8年1月より林野火災の予防を目的として運用されていることから、ちなみに南会津では3月1日より運用開始となっております。現行条例についても主たる改正として林野火災注意報や林野火災警報等の文言を追加し、火入れに関する林野火災の予防につなげるものでございます。

新旧対照表の8ページを御覧ください。初めに、今回改正の主な部分となりますページ内下段の第14条、火入れの中止に関して説明を申し上げます。第1項では、改正前の下線部でございます「異常乾燥注意報」を改正後の下線部、「暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、」に変え、「火災警報」の後に「、林野火災注意報若しくは林野火災警報」を追加するものでございます。

また、第2項におきましては、改正前の「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報が発令されたときには」を改正後には、「場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には」など名称が変更になった注意報などの修正を含めて改正するものでございます。

また、改正前、下線部表示の第2条第1項では、「火入れ予定期間」の火入れの送り仮名である「れ」を改正後では削除した表記とし、第10条第3項では、条文上に次の条で定めるとされている「防火」を改正後は第11条に示してございます「防火帯」に、第12条第1項では「設置」を改正後には「配置」にそれぞれ文言の修正を行うものでございます。

以上、議案第42号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定について

説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） これ森林法上を基にした条例ですけれども、実際林野における火入れというのは事例が少なく、逆に堤防やその他土手に対する火入れというのが下郷では多いと思われませんが、それもやっぱりこの条例に係るものなのかお尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの猪股謙喜議員のご質問にお答えいたします。

こちらの区域定められていますのが南会津郡全域となっておりまして、箇所にかかわらずということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） これ日中の草木が乾燥した状態での火入れが主なのですが、場合によっては時間制限みたいなものはございますのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 時間制限のお話でしたが、特に時間制限という形の制限というのはございまして、例えばそういう警報もしくは注意報等が発令されましたら、直ちに中止してほしいというような内容となっております。一応許可する際にもその辺の文言等を含めた許可条件として、今年度の火入れに関するやり方に関してはお話しさせていただいた上で許可のほうを出すような形を取っていく予定でございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 下郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第43号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除

### に関する条例を廃止する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第8、議案第43号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 議案第43号について説明をいたします。

議案書42ページをお開きください。議案第43号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の設定でございます。下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例につきましては、東日本大震災復興特別区域法に係る課税免除または不均一課税に伴う措置を定めた条例でございまして、当初国では県内全域を対象としていたものでございましたが、その後、県内の浜通り地区のみを対象とした適用期限延長の法改正を行っており、当町における課税免除または不均一課税における適用期限は令和6年3月で終了しております。また、当条例によりまして課税免除等を受けている案件につきましても令和7年度末をもって終了となり、対象案件がなくなりますことから、当条例を今年度末をもって廃止するものでございます。

なお、議案書43ページの附則第2項といたしまして、福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の適用に下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例が含まれておりますことから、新旧対照表9ページを御覧ください。こちらにありますとおり、福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の第3条に含まれておりますことから、この部分を文言規定を削除するという改正を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お知らせします。ただいまより休憩します。（午前10時58分）

---

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午前11時10分）

---

#### 日程第9 議案第44号 除雪ドーザ購入契約について

○議長（湯田健二君） 日程第9、議案第44号 除雪ドーザ購入契約についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） それでは、議案第44号 除雪ドーザ購入契約についてご説明させていただきたいと思っております。

議案書の44ページになります。上程させていただきました除雪車の購入につきましては、去る令和7年12月会議において雪寒機械整備事業として3,984万2,000円を限度額といたしまして債務負担行為をさせていただいたものでございます。

契約につきましては、去る2月20日に5者による指名競争入札の結果、福島県会津若松市北町始宮前91番地1、コマツ福島株式会社会津支店、支店長、斎藤幸一が2,398万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額218万円で落札しております。車種につきましては、コマツの除雪ドーザ14トン級車輪式、マルチプラウでございます。本購入につきましては、平成15年式のロータリー除雪車の更新によるものでございます。なお、本ロータリー除雪車につきましては購入から23年が経過し、老朽化も進んでおり、毎年の車両整備費が高額となっていることから、今回更新するものでございます。

今回購入する予定のマルチプラウ型の排土板を有する本機種は、排土板がV字に稼働する汎用型プラウでございます。町直営で除雪実施いたします主要農地内並びに中妻地内の狭隘な区間をカバーする車両計画としておりまして、2人乗りとなっております。よろしくお願いいたします。

なお、購入機器につきましては、国土交通省建設機械塗装基準により塗装し、国土交通省交付金除雪機械の表示を行い、令和8年度内での納入を予定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 老朽ということで更新ということの説明だったのですが、前回は購入して納期が遅れて納品がされなかったという経緯もありますので、それは確実に、今回必ず令和8年度に納期できるようにこれをやっていただきたい。

それと、5者で入札したというのですが、その5者というのは指名競争入札だったのだから、一般入札だったのだから、その業者名は教えていただけののでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいま9番、星邦一議員のご質問にお答えしたいと思います。

前回のロータリー車、こちらはいわゆるメーカーさんの内容によりまして納入が遅れたわけではございますが、今回は新たなコマツの除雪ドーザということで、前回の件もございまして、その点につきましては業者さんとよくお話をしてお話をし、納入を確実にしていただけるように進めてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

なお、指名業者の5者でございますが、コマツ福島株式会社会津支店、喜多方ブル自工株式会社、会津機械株式会社、ロジスネクストジャパン株式会社会津支店、会津自動車工業株式会社、以上5者でございます。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○9番（星邦一君） はい。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 除雪ドーザ購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第45号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第8号）**

**日程第11 議案第46号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（湯田健二君） この際、日程第10、議案第45号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第8号）の件及び日程第11、議案第46号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの2件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第45号については総務課長、湯田英幸君、議案第46号については町民課長、星敦史君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、議案書45ページを御覧いただきまして、議案第45号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第8号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億8,283万1,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、今補正につきましては、今後の事業に備えた基金積立金の計上、その他事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主なものからご説明を申し上げます。53ページを御覧ください。10款地方交付税でございますが、令和7年度普通交付税の再算定に伴う追加交付決定により、1億1,140万円を増額するものでございます。

14款国庫支出金でございますが、合計で3,543万9,000円を減額するものでございます。3目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費国庫補助金では、額の確定により、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金、防災安全交付金事業国庫補助金及び道路メンテナンス事業国庫補助金の合計で2,752万3,000円を減額しております。また、2節住宅費国庫補助金では、公営住宅等ストック総合改善事業国庫補助金で445万5,000円、3節都市公園費国庫補助金では、大川ふるさと公園整備事業国庫補助金で200万円それぞれ同様に減額しております。

4目教育費国庫補助金におきましても額の確定により、伝統的建造物群大内宿保存整備事業国庫補助金を146万1,000円減額しております。

15款県支出金でございますが、合計で647万円減額するものでございます。1項県負担金、1目民生費県負担金では、額の確定により、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を157万6,000円減額しております。

2項県補助金、1目総務費県補助金では、地域創生総合支援事業補助金を事業の取下げにより135万6,000円、ふくしま移住支援金給付事業補助金を見込額の精査により、150万円それぞれ減額しております。

54ページ中段を御覧いただきまして、16款財産収入につきましては、合計で513万3,000円を増額するもので、2項財産売払収入、3目物品売払収入では、公用車及び除雪車売払いにより、公用車等売払収入を436万7,000円増額しております。

55ページの21款町債につきましては、合計で230万円を減額するもので、過疎対策事業債では、充当事業の精査により、農業水路等防災減災事業及び橋梁整備事業の合計で200万円を減額しております。

次に、歳出の主な補正についてご説明申し上げます。56ページを御覧ください。2款総務費でございますが、合計で3,712万4,000円を増額するものでございます。1目一般管理費、8節旅費では、駐在員の先進地視察研修の中止により、視察研修旅費を143万1,000円減額しております。

6目企画費では、見込額の精査により、地域おこし協力隊に係る報酬等及びその他の経費の合計で464万5,000円減額し、県サポート事業の取下げにより、同事業に要する経費の中で253万9,000円を減額しております。

57ページでは、見込額の精査により、18節負担金、補助及び交付金では企業支援補助金を124万円、住宅取得支援事業補助金を100万円、空き家対策総合支援事業補助金を150万円、下郷町移住支援金を200万円それぞれ減額しております。

11目財政調整基金積立金につきましては、歳入でご説明申し上げました普通交付税再

算定に伴う追加交付額の中で、臨時財政対策債償還基金費996万3,000円を国が示す取扱いに基づき、同基金へ積み立てるものでございます。

58ページを御覧いただきまして、17目公共施設等整備基金積立金につきましては、本会計の収支状況を踏まえ、今後の事業に備えるための積立金を5,000万円増額するものでございます。

4項選挙費、3目町長選挙費では、事業の完了により、執行経費の合計額674万3,000円を減額しております。

60ページを御覧いただきまして、3款民生費でございますが、3目老人福祉費におきまして、額の確定により、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金を210万2,000円減額しております。

4款衛生費でございますが、1目簡易水道費におきまして、見込額の精査により、下郷町生活飲料水確保対策事業補助金を150万円減額しております。

6款農林水産業費でございますが、合計で981万3,000円を減額するもので、3目農業振興費におきまして、見込額の精査により、中山間地域等直接支払事業補助金を128万6,000円減額しております。

同じく見込額の精査により、5目農地費におきまして、10節需用費では用水路修繕料を100万円、12節委託料では農業用施設の整備に係る測量設計委託料を554万5,000円、61ページに入りまして、7目市民農園費におきましては、修繕料を106万1,000円それぞれ減額しております。

8款土木費でございますが、合計で46万1,000円増額するもので、3目道路新設改良費において、見込額の精査により、12節委託料では測量設計委託料400万円、21節補償、補填及び賠償金では電柱移転に係る補償金129万2,000円などそれぞれ減額しております。

4目橋梁維持費では、国の補正予算における補助事業の採択により、橋梁補修に係る工事請負費を1,000万円増額計上しております。

62ページを御覧いただきまして、5項住宅費、1目住宅管理費におきましては、額の確定により、刈合住宅改修に係る工事請負費を327万9,000円減額しております。

10款教育費でございますが、合計で293万9,000円を減額するもので、3項中学校費、2目教育振興費におきましては、見込額の精査により、生徒通学費助成金を100万円減額しております。

4項社会教育費、4目文化財整備費では、見込額の精査により、大内宿保存整備事業補助金を127万円減額しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、整理を行っております。

最後に、48ページを御覧ください。繰越明許費でございますが、商工費のがんばろ一下郷町ファイト商品券事業、物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業の2事業、土木費の道路新設改良事業3路線、駐車場整備事業（湯野上居平地内）、橋梁補修事業（薬水橋）、大川ふるさと公園整備事業（給水管更新）の6事業、合計8事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなるため、繰越明許費を設定し、令和8年度に繰り越すものでございます。

以上、説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、続きまして、私より議案第46号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の64ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ281万2,000円を追加し、歳入歳出とも1億972万6,000円とするものでございます。

65ページから69ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

70ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、1節現年度分におきまして491万4,000円を増額し、3,262万2,000円とするものでございます。これは、福島県後期高齢者医療広域連合にて各年度における保険料の収入見込額が計算され、それを当初予算へ計上しますが、令和7年度の保険料算定時に基となる被保険者の所得金額算定において、75歳に到達する新規加入者の所得が当初予想より増となったため、再計算の結果、保険料が増額となったものでございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金におきまして210万2,000円を減額し、2,608万1,000円とするものです。これは、保険料の軽減対象となる被保険者のうち、低所得者や社会保険の被扶養者であった人の保険料軽減に要した費用で、令和7年度の県負担分交付決定額の確定に伴い、減額となるものでございます。

続きまして、71ページを御覧ください。3の歳出についてご説明いたします。2款後期高齢者医療広域連合納付費、1項後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費の18節負担金、補助及び交付金におきまして281万2,000円を増額し、1億135万9,000円とするものでございます。これは、歳入でご説明しました保険料の収入見込額の増に伴い、保険料納付費が491万4,000円の増となり、保険基盤安定負担金が210万2,000円の減となるものでございます。

以上、令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容でございますので、ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 総務課にちょっとお尋ねしたいのですが、総務費のところでは18節、補助金、企業支援事業補助金とか下郷町移住支援金とか減額になっているのですが、一応人口がだんだん減って過疎化しているので、やっぱり企業対策とか人口を増やすようなところには力を入れてもらいたいと私は考えているのですが、こういう何でもかんでも削ってしまうというか、そういうのは私は納得できないのですが、その辺の見解をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 1番の渡部哲議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議案書57ページ中段にございます負担金、補助及び交付金の中で企業支援事業や住宅支援事業に関してのご質問でございましたが、あくまでもこちらは今年度、7年度に對しまして案件等がなかった部分等について事業量の見直しを行いまして、減額補正をさせていただきますいております。予算委員会のほうでもご説明をさせていただいたとおり、引き続きこれらの補助金につきましては周知徹底を進めてまいりたい考えでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 渡部哲君。

○1番（渡部哲君） それで、一応そういう、この町から発信していくためには結構お金がかかると思うので、こういったものをちょっと利用して大々的に宣伝するような方向でもっていったらいいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁はよろしいですか。

○1番（渡部哲君） 結構です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 48ページの繰越明許費なのですが、こちらの道路橋梁費の中の事業なのですが、こちらはそれぞれ国の補助事業なのか、町の補助事業なのか教えてください。

あと同じく48ページの町道姫川新規路線なのですが、こちらは県道から奥側半分の当初予算で行った工事でしたが、県道側の半分も地区からの強い要望があったということで、どうしても行わなければならないということで、9月の補正に2,500万円で追加したはずなのですが、私が見る限り、あまり工事が進んでいないように思われるのですが、どうしてもやらなければならないという工事だったのに、なぜ現場が進んでいないのか、そしてなぜ繰越ししなければいけないのかということ、何か問題や事故とかがあったのかお聞きします。

あと同じく繰越明許費の中の駐車場整備事業（湯野上居平地内）の1,400万円の工事なのですが、こちらそもそも道路橋梁費として当初予算からこれまでの補正予算でも説明が一度もなかったと思うのですが、こちらはいつ予算化したのかということと、以前、この上にある道路新設改良事業の居平3号線のは図面など頂いて説明があったのですが、こちらは予算も承認されていないと思うのですが、どうでしょうか。

あと、53ページの3目の土木費国庫補助金なのですが、1節道路橋梁費国庫補助金のこの3つは、いつ減額や増額が決まったのか教えてください。

あと、56ページの6目企画費の中で、先ほど説明でもあったサポート事業の取下げということだったのですが、これは企画費の中のどの事業に対して取下げがあったのかということと、あと取下げ理由は何だったのか教えてください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいま8番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の48ページになります。道路橋梁関係の繰越事業についてです。今回国の補正予算、またその他の事案がありまして、ちょっと多数あるような事業になっておりますが、まず上の道路新設改良事業（町道落合左走線）、こちら社総金の事業なので国庫事業になってございます。

続きまして、道路新設改良事業（町道姫川新規路線）になりますが、こちらは町の単独事業でございます。

続いて、3つ目の道路新設改良事業につきまして、湯野上居平3号線となっておりますが、こちらは町の単独事業でございます。

続いて、その下、駐車場整備事業という形で、こちら町の単独事業でございます。

最後の橋梁補修事業、こちらにつきましても道路メンテナンス事業という形で国の事業の中身になっています。

最後に、もう一本ございまして、都市計画費のふるさと公園整備事業という形でこちらも社総金事業になっていますので、国の事業です。社会資本整備総合事業でございませぬ。

続いて、2点目の姫川新規路線でございまして、こちら議員ご質問のとおり、当初予算での工事につきましては完了しております、追加発注という形で9月の補正予算で計上させていただいたものでございます。こちらの発注につきましては、1度発注をして契約になったのですが、契約解除になった経緯がございませぬ。内容としましては、その積算に当たって県の積算システムの入力の誤りがある後分かって、その訂正並びに事業解約という形で新たに再入札させていただいた内容となっております。新たな再入札の契約日が昨年12月の17日となっております、その後の工事の発注、動きとなっております。当然冬期間ですので、速やかな工事をお願いしているところではございますが、現在のところだと大体70%程度、あと残っている事業につきましては県道側の側溝敷設と県道にぶつかるころの側溝の新たな入替え部分が残っています。あと最終的には全面舗装という形で計画しております、完了予定につきましては5月の中旬頃になるかなという形で今協議しているところではございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の駐車場整備事業という形でおたまたま部分でございませぬが、こちらにつきましては、その上に同じく町単独事業の道路新設改良事業という形で、湯野上居平3号線につきまして1,294万2,000円計上させていただいてございませぬ。こちらにつきましては、道路拡張工事に伴います事業者への物件の移転補償費になっているところではございませぬ。こちらの契約につきましてはご承知かもしれませんが、当該の会社様が移転につきまして町ともお話はさせていただいたのですが、最終的に移転の完了が今年の8月頃になるという形で、それが大体分かったのが今年の2月の段階で大体決まったという形になってございませぬ。その後、2月の12日に契約させていただきまして、もう移転は

ほぼ済んだそうなのですが、解体のほうにつきましては8年度の春先以降になってしまうという形で変更の契約もさせていただいたところがございます。こちらの移転が完了いたしませんと、当然残っている部分、いわゆる民地側にも入っておりますので、こちらの契約のほうがなかなかできない状態になっていたところがございます。

議員おただしの部分の居平地内の駐車場整備という形で、こちらにつきましては一昨年の12月議会で議員おただし、いろいろいただいたり、昨年3月の当初予算でもいろいろな形でお話しさせていただいた中身でございます。そちらの分の残置分の話になってまいります。いわゆる民有地の残っている部分ということになりますが、こちらにつきましては、昨年3月の最初の予算委員会のところの道路橋梁費の公有財産購入費の部分に、最初の説明のところ、この部分につきましては金額で申しますと1,440万円、中身につきましては、金額は申し上げられませんが、駅前小学校線と姫川新規路線並びに居平3路線の残置分という形で計上させていただいたというようなご説明させていただいたところがございます。

なお、その後、予算の質疑の中で当時の委員長さんのほうからもいろいろ質問があったところがございます。内容的にちょっと長くなりますが、どんな活用を見込んでいるのだという形で、こちらにつきましては、区の要望で町が今実施されている中身でお話しさせていただいたのですが、その主な要望につきましては駐車場の整備と、また災害時の避難所という形という要望がございました。具体的な内容につきましては、イベントの会場や児童、お年寄りの憩いの場、また町民、観光客が利用できる駐車場、足湯、広場の拡充、災害時の避難所としての臨時避難テントの設置などいろいろあったということがございます。こちらにつきましては、そういうような中身で計画しているということございましたので、今回駐車場の整備という形で、これは新たに名目上出てきたのですが、繰越予算の中で明記させていただいたというような内容でございます。

また、この中で委員長さんのほうから残っている部分については、いわゆる今の会社が撤去しないと当然買えないでしょうというふうな話もありまして、予算的にはどうだという形で、町で買うのかというおただしありましたので、そちらは私のほうから先ほどの昨日申し上げました道路新設改良費の公有財産購入費1,440万円という形で計上させております。なお、また内容につきましては、先ほど申し上げた3路線分ですと、居平も含めた部分ですとという形で説明させていただいたところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、この部分につきましては1,400万円ほど計上していますが、中身につきましては今ほど申しましたように駐車場にするための設計委託費並びに用地の取得費、2つ入っております。上の3つ目と連動するのですが、会社さんのほうで撤去完了いたしましたら、速やかに、もう跡地なくなりますので、駐車場の設計という形で移らせていただきたいのと、また買収のほうにも移らせていただきたいというふうに思っているところがございます。

最後になります。53ページの14款国庫支出金の中の土木費の国庫補助金のおただしだったと思ひます。項目的に1、2、3とございますが、道路橋梁費国庫補助金2,752万

3,000円という形でこのたび減額させていただいているところでございます。なお、こちらにつきましては3本の事業がございまして、社総金事業国庫補助金、これが734万4,000円の減、防災安全交付金につきましては2,666万6,000円という形で、まずこの防災安全交付金は除雪費の減額でございます。例年、除雪費申請しているのですが、7年度の内示につきましてはゼロ内示でございました。当然、今後まだ追加内示というのも可能性はございますが、今のところではちょっとかなり低いのかなというふうに感じてございます。

最後に、道路メンテナンス事業の補助金につきましては、こちら国の12月補正による増額という形で薬水分を増額しています。648万7,000円でございます。なお、この薬水につきましては、先ほどの繰越予算のところにございました48ページになります。戻りますが、橋梁補修事業の薬水橋分の国の12月補正分という形で1,000万円上げている部分でございます。よろしく申し上げます。

もう一点申しますと、この行の一番上にございます町道落合左走線、これも2,200万円計上させていただいておりますが、国の12月の追加配分によりましていただきましたので、町費の200万円と合わせて220万円繰り越させていただくというような内容になっておりまして、事業につきましては既に工事業者と契約してございます。2,200万円……

(何事か声あり)

○参事兼建設課長(玉川武之君) 計2,200万円です。繰越しさせていただく予定になっております。

なお、工事業者さんとは既に契約しているというような内容でございます。

もう一度、申し訳ないのですが、53ページに戻りまして、この社総金の734万4,000円、こちらにつきましては中身的になかなか分かりにくい部分にはなっているのですが、当初予算で5,130万円ございました。この社総金事業は、最近、近年、非常につきが悪くて、当初内示が1,685万6,000円ございました。必要なものから33%しかもらえなかったという形でかなり低い状況でございました。これを踏まえまして、一度、9月補正でこの事業を予定していました落合左走線、弥五島白岩線、落合十文字線の3つのうちの落合十文字線の分については今後も内示率が低いのが想定されますので、今後は補助事業に切り替えるという形で進めさせていただくという形で、そこは減額させていただいた経緯でございます。

なお、その点につきましては産業厚生所の管事務の中で、現場で説明させていただきましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと12月補正につきましては追加の配分ございましたので、こちらにつきましては国庫分ということで1,090万円になります。追加、また減額した部分それぞれございますが、トータルしますと734万4,000円の減となるような形になってしまいます。

下の道路メンテナンス事業につきましても、こちらは国の補助率並びに補助額がついておりまして、当初の歳入予定額が5,346万円でございます。国の内示が5,395万2,000円という形で、内示が予算より上回ったという形になっています。これは予算算出する段階と実際に7年度で来た段階で補助率がアップしていただいたのです。大変うれ

しい結果なのですが、これでプラスになっている部分と、先ほど申しました薬水の1,000万円、こちらの内示分599万5,000円アップしていますので。トータル648万7,000円の増額という形になっているところでございます。なかなかこの辺はちょっと詳しくは分かりづらいところなのですが、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上となります。

○議長（湯田健二君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思ひます。ご協力をお願いいたします。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの8番、星和志議員のご質問にお答えをさせていただきます。

サポート事業の該当部分はどこかというご質問と、取下げ理由についてどういった部分かというふうなお話だったかと思ひます。議案書56ページと57ページお開きいただきまして、まず該当箇所になります。56ページ下段の7節報償費、謝礼金のうち各種謝礼ということで120万円減額させている部分が1か所。続きまして、57ページになります。上段の部分、普通旅費で7万4,000円減額をしておりますが、こちら。あと需用費の3か所、消耗品費、燃料費、賄材料費、合計で97万9,000円。あと1つ飛びまして13節使用料及び賃借料の会場借上料、こちら金額は記載ございませんが、左隣28万6,000円減額している部分の6か所がサポート事業に係る歳出部分の予算ということで今回計上をさせていただきます。

あと取下げの理由についてですが、こちらの事業、令和6年度からスタートをさせていただきます。体験事業を過去5回開催する計画で計画しておりましたが、様々な理由、参加者が少なかったりですとか、台風やインフルエンザ等の流行に伴いまして開催できたのは2年間で1回のみというふうな部分もございまして、事業内容のほう、福島県の南会津地方振興局のほうと協議をさせていただきます。県とのその内容によりまして、7年度につきましては事業実施を断念して補助金の申請を取り下げたというふうな理由でございまして。県との協議の中で他町村ですとか、県が直営で実施しているような類似の事業についても参加者数がやはり少なく、事業実施ができていないような事業もあるというふうな話も聞いていたものですから、今回取下げの理由としてこちらも考慮した部分ではございまして。現状把握の中で認識がどうしても甘くなってしまう点につきましては、この場をお借りしましておわびをさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 繰越明許費については、姫川新規路線は1回契約解除したということの後れを取ったということですが、そのときの工期は同じく3月31日だったのでしょうかということ。

それ1点と、駐車場整備事業、こちらは設計委託費と用地買収費が混ざっているということで、その設計委託されるというのは、その事業内容というか、設計内容は、今は議会の承認をするということなのですが、内容は今口頭で言われていたことのみで、さ

らに詳しい資料などはないのでしょうか。

あと国庫補助金のほうは承知しました。分かりました。

あとこちらサポート事業のほうも分かりました。その2点についてちょっとお聞かせください。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 2点ほどおたじかと思ひます。8番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

追加発注分の工事につきましても当初の完了予定日は3月31日でございます。こちらにつきましても、内容的に実際のところ協議させていただいて工期を決めるということなのですが、業者さんとお話しした中では、大体5月の中旬ぐらいには完了するのではないかなというふうな形で説明させていただきました。今後、変更契約になると思ひます。

あと2点目の駐車場の委託につきましても、当該事業者の会社さんが移転していただいて速やかに買収になりますと、当然駐車場の設計という形になってまいります。その予算でございますが、現在のところは特に資料というものは持ち合わせておりませんので、よろしくお祈ひします。ありませんので、よろしくお祈ひします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 1点お聞きしますが、61ページの土木費、一番下段の工事請負費1,000万円、橋梁補修工事となっておりますが、これはどちらの補修になるのかお祈ひいたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの10番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

61ページの最後にあります橋梁補修工事でございますが、こちら大内の薬水橋でございます。先ほどもありました国の補正、新たにつきましましたので、こちらに関する増額となっております。8年度事業に継続して実施する内容となっておりますので、よろしくお祈ひします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） そうしますと、48ページの繰越明許費の薬水の1,000万円と、これは同じお金ということで考えていいのですか。それともプラスなのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） こちらの補正の1,000万円でございます。を繰り越していくという形になります。

○議長（湯田健二君） 同じ金ですね。

○参事兼建設課長（玉川武之君） はい。よろしくお祈ひします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和7年度下郷町一般会計補正予算(第8号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算

日程第13 議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算

日程第17 議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算

○議長(湯田健二君) この際、日程第12、議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算の件から日程第17、議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算までの6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月10日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和8年度下郷町一般会計予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 令和8年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決しま  
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 令和8年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決しま  
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 令和8年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号 令和8年度下郷町簡易水道事業会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 令和8年度下郷町農業集落排水事業会計予算の件を採決しま  
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議員提出議案第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見 書の提出について

○議長(湯田健二君) 日程第18、議員提出議案第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期  
発効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。  
これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。  
これから議員提出議案第5号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第19 議員派遣の件

○議長(湯田健二君) 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配付してごさいます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認め、さよう決定しました。

---

## 日程第20 令和8年度行政視察について

○議長（湯田健二君） 日程第20、行政視察についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長からお手元に令和8年度行政視察についての件が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、令和8年度行政視察についての件は発議のとおり決定いたしました。

ただいまから休憩の後、13時より議会構成替えに伴う議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

なお、執行部の皆さんは、ここで一時ご退席をお願いいたします。議会構成替えの終了後、ご連絡いたします。（午後 0時09分）

---

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午後 1時15分）

## 日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

議会全員協議会における協議に基づきまして、皆さんに配付してあります。追加議事日程により、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

この際、先ほどの全員協議会において協議されましたとおり、委員会の所属決定のため、暫時休憩いたします。（午後 1時17分）

---

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午後 1時37分）

## 追加日程第1 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更

○議長（湯田健二君） 追加日程第1、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更を行います。

委員会の名称、定数は、下郷町議会委員会条例第2条の規定により、総務文教常任委員会6名、産業厚生常任委員会6名となります。

お諮りいたします。総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更については、委員会条例第5条第5項の規定に基づき、総務文教常任委員会委員に星和志君、小玉智和君、星邦一君、星昌彦君、大竹浩治君、そして私の6名でございます。産業厚生常任委員会委員に山名田久美子君、猪股謙喜君、渡部哲君、佐藤勤君、星能哲君の5名をそれぞれ指名し、所属を変更いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員とすることに決定いたしました。

続きますので、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の構成等のご協議をしていただくこととなりますので、暫時休憩いたします。(午後 1時39分)

---

○議長(湯田健二君) 再開いたします。(午後 3時06分)

追加日程に入るに先立ち、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長に改選が生じたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長(荒井康貴君) それでは、ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長、星昌彦議員、副委員長、小玉智和議員、産業厚生常任委員会委員長、佐藤勤議員、副委員長、山名田久美子議員の方々に改選されましたことをご報告申し上げます。

---

#### 日程の追加

○議長(湯田健二君) 議会広報常任委員会の委員、小玉智和君、星昌彦君、猪股謙喜君から辞任願が提出されております。

お諮りします。議会広報常任委員会委員の辞任許可の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第2 議会広報常任委員会委員の辞任許可

○議長(湯田健二君) 追加日程第2、議会広報常任委員会委員の辞任許可を議題といたします。

小玉智和君から議会広報常任委員会委員の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって小玉智和君の退場を求めます。

(6番 小玉智和君 除斥)

○議長(湯田健二君) お諮りします。

小玉智和君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、小玉智和君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

小玉智和君の入場を認めます。

(6番 小玉智和君 入場)

○議長(湯田健二君) お知らせいたします。

ただいま小玉智和君の議会広報常任委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。

次に、星昌彦君から議会広報常任委員会委員の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって星昌彦君の退場を求めます。

(2番 星昌彦君 除斥)

○議長(湯田健二君) お諮りします。

星昌彦君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、星昌彦君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

星昌彦君の入場を認めます。

(2番 星昌彦君 入場)

○議長(湯田健二君) お知らせいたします。

ただいま星昌彦君の議会広報常任委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。

次に、猪股謙喜君から議会広報常任委員会委員の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって猪股謙喜君の退場を求めます。

(5番 猪股謙喜君 除斥)

○議長(湯田健二君) お諮りします。

猪股謙喜君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、猪股謙喜君の議会広報常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

猪股謙喜君の入場を認めます。

(5番 猪股謙喜君 入場)

○議長(湯田健二君) お知らせいたします。

ただいま猪股謙喜君の議会広報常任委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。

## 日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

ただいま議会広報常任委員会委員が欠けましたので、議会広報常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

## 追加日程第3 議会広報常任委員会委員の選任

○議長（湯田健二君） 追加日程第3、議会広報常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第5条第4項の規定により山名田久美子君を指名いたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、新たに山名田久美子君が議会広報常任委員会委員となることに決定されました。

続きまして、議会広報常任委員会の構成等のご協議をしていただくこととなりますので、暫時休憩いたします。（午後 3時13分）

---

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午後 3時22分）

議会広報常任委員会の構成をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） ご報告申し上げます。

議会広報常任委員会委員長に山名田久美子君、副委員長に大竹浩治君が決定されましたことをご報告いたします。

○議長（湯田健二君） この際、暫時休憩し、全員協議会に切り替えたいと思います。

暫時休憩します。（午後 3時23分）

---

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 3時30分）

---

## 日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

議会運営委員会委員の辞任許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第4 議会運営委員会委員の辞任許可

○議長（湯田健二君） 追加日程第4、議会運営委員会委員の辞任許可を議題といたします。

星和志君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって星和志君の退場を求めます。

（8番 星和志君 除斥）

○議長（湯田健二君） お諮りします。

星和志君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、星和志君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

星和志君の入場を認めます。

（8番 星和志君 入場）

○議長（湯田健二君） お知らせいたします。

ただいま星和志君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。

---

#### 日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員が欠けましたので、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（湯田健二君） 追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。委員会条例第5条第4項の規定により小玉智和君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、新たに小玉智和君が議会運営委員会委員となることに決定されました。

次に、暫時休憩し、委員会の構成をご協議願いたいと思っております。議会運営委員会委員の方は303会議室にご参集願います。

暫時休憩といたします。（午後 3時34分）

---

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 3時47分）

議会運営委員会の構成をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に

基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に小玉智和君、副委員長に星昌彦君が決定されましたことをご報告いたします。

---

#### 日程の追加

○議長（湯田健二君） 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の星昌彦君から辞職の申出がありました。

お諮りいたします。南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第6 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可

○議長（湯田健二君） 追加日程第6、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職許可を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって星昌彦君の退場を求めます。

（2番 星昌彦君 除斥）

○議長（湯田健二君） お諮りします。

星昌彦君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、星昌彦君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

星昌彦君の入場を認めます。

（2番 星昌彦君 入場）

○議長（湯田健二君） お知らせいたします。

ただいま星昌彦君の南会津地方広域市町村圏組合議会議員の辞職が許可されたことを告知いたします。

---

#### 日程の追加

○議長（湯田健二君） お諮りします。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選任の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第7 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選任

○議長（湯田健二君） 追加日程第7、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選任を行います。

お諮りします。先刻全員協議会では承されました内容に沿って、既に総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会で選出されており、さらに下郷町議会申し合わせ事項の2、委員会構成の⑥により、議長指名で推選を行うことになっておりますので、星邦一君、山名田久美子君、佐藤勤君、私、湯田健二の4名を南会津地方広域市町村圏組合議会議員と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した星邦一君、佐藤勤君、山名田久美子君、私、湯田健二を南会津地方広域市町村圏組合議会議員とすることに決定いたしました。

次に、公有財産審議委員の選任につきましては、新たな委員について先ほどの総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会において星昌彦君、大竹浩治君、山名田久美子君、渡部哲君が推薦されました。私より町長に対し、委員の推薦名簿を提出いたしますので、ご了承願います。

ただいまより休憩します。（午後 3時51分）

---

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 4時12分）

ご連絡申し上げます。代表監査委員の五十嵐浩君が所用のため早退をいたしますので、ご了承願います。

以上で令和7年度下郷町議会3月会議の日程は全部終了いたしました。

これにて散会します。（午後 4時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月19日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員